
令和3年大和町議会3月定例会議会議録

令和3年3月1日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 眞 起 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番今野善行君、10番渡辺良雄君を指名します。

日程第2議案第3号「大和町庁舎建設整備基金条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第3号大和町庁舎建設整備基金条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3議案第 4号「大和町職員定数条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第4号大和町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4議案第5号「大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第5号大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5議案第6号「大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第5、議案第6号大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 7 号「大和町民俗談話室条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第6、議案第7号大和町民俗談話室条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 号「令和2年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第7、議案第8号令和2年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

11ページの文書広報費の、事項別明細書の11ページの文書広報費、その中のCM大賞のことでお尋ねします。不参加になっておりますけれども、不参加を決定した時期を知りたいんですが、それと、事項別明細書の18ページ、児童福祉総務費の虐待防止の審議会か何か開催、コロナのためにしなかったという話ですが、ご時世でしょうがないかなと思うんですが、このコロナのために巣ごもりで逆に虐待とかそういったものが増えているという状況もあるみたいなので、令和3年度は例年より早めにこの会議を開く必要があるんじゃないかと私は感じておるんですが、どのように考えているのかというのが2点目で、3件目、事項別明細書の28ページ、非常備消防費の中の備品、これは活動着の新規加入者の予算で、減額が出ていると思いますけれども、何人を予定して何人だったのかお聞かせいただきたいのが3点目。4点目が、事項別明細書の30ページと31ページの施設整備費の中の自動水栓、これは全体の何割を確保するものかお聞かせください。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

それでは、千坂議員のご質問にお答えいたします。

CM大賞の不参加を決定した時期ということでございますけれども、決定いたしました時期は5月上旬、4月下旬から上旬頃検討しまして、その時期に不参加を決定しておりますけれども、ただ、その時点ではKHB自体でCM大賞をするかどうかはまだ未定でございました。職員が作成するというスケジュール上、それ以上遅らせると作成自体も難しいということがございましたので、その時点で実施の状況は不明でございましたが、決定したという経過でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

千坂議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

今回、予算で報償費7万3,000円減額したんですが、こちらは虐待防止の代表者会議でありまして、大体人数が30人ぐらい集まる会議でして、ちょうど10月、11月ぐらいに開催を予定しておったんですが、ちょうどその頃コロナの感染が、ちょうど大和町のほうに波が来たというところでございまして、中止を決定したものでございます。虐待防止の関係につきましては、そのほかに実務者会議というものがあまして、これは担当者を招集して今後のケース、ケースをどのような方向に持っていくかというのを検討する会議でございます。これは年3回予定しておりまして、3回とも実施しているところでございます。

開催時期についてなんですが、ほぼ10月、11月と予定しておるんですが、このような状況なものですから、開催時期については状況を考えてみて、柔軟に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは、千坂議員さんの質問にお答えをいたします。

活動服の購入予算につきましては、年間30名分予算化しておりまして、すみません、購入着数、今詳細あれなんですけれども、15名分程度の購入をしているところでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

千坂議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回補正でお願いする自動水栓でございますが、小学校、中学校、基本的には廊下、トイレ、あとは普通教室にある蛇口の水栓の数の3分の1程度ということで、今回備品購入費ということでお願いするものでございます。

具体的な数としましては、今小学校については全部で270の数に対しまして90個の自動水栓の購入と、中学校については106の蛇口の数に対しまして3分の1程度ということで35個の自動水栓の購入を、今回文科省の第3次補正予算の事業でその分を購入したいということで考えております。よろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

11番千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

まず1件目のCM大賞でございますけれども、4月下旬から5月上旬頃には決定したということならば、補正が上がってくる時期というのはちょっとおかしいような気がしたので、ちょっと時期を聞いてみました。それで、何か理由があればお聞かせいただきたいと思います。

2件目は了解しました。

3件目の消防の活動費なんです、子育て支援住宅が利用開始になって何名かの方が入っているんですが、そういった方々が順調に入団していただいている状況なのかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

自動水栓のほう、3分の1ということで今お話しされましたけれども、ほかの3分の2というのは確実にいついつやるというのがないと、ちょっと3分の1のままでいいのかなという疑問を残すところです。というのは、やはり子供たち、自動水栓になれば珍しいからその辺に集中しちゃうんじゃないかということもあったりして、ほかにこの3分の2が近々にできるというならばいいんですけれども、それが分からないでただ3分の1だけ稼働するのはちょっと疑問とまでは言わないけれども、それじゃちょっと不備なんじゃないかという観点から聞いてみました。2回目の答弁をお願いします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

再質問にお答えいたします。

補正の時期が3月の今になってしまったということでございますけれども、決定した時期は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この補正措置につきましては、例年事業の執行状況に応じて補正しておりますのが3月ということでございますので、深い意味もなく3月、今回の補正で減額をさせていただいたという状況でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

それでは、再質問にお答えをいたします。

消防団の充足率、今90%ちょっとということで、町全体として充足率が下がっている状況でございますので、消防団のほうで継続的に団員の加入促進はしておるところでございます。子育て支援住宅入居者に対して特別ということではなく、町全体として充足率向上に向けて団員の加入促進を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

千坂議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今回、まずその自動水栓3分の1の数を更新ということで考えております。それで、今後の予定でございますけれども、とりあえずは今回この国の3次補正の予算の中で、まずは3分の1を予算の中で改修のほうをしたいということで考えております。その後についてはちょっとまだその状況を考えながらその辺はご検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

ほかに。渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

2点お尋ねします。

事項別明細書16ページの高齢者福祉タクシー助成事業費690万円減とありますけれども、これはコロナ禍によるものか、この辺の予測、なぜこうなったかというような予想をお聞かせいただければと思います。

それから、次はページ20ページの、子育て世帯臨時特別給付金事業、400万円減額になっていますが、この400万円減額の理由、私、説明聞き漏らしたのでしょうか、もう一度お聞かせいただければと思います。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、渡辺議員さんのご質問に答えさせていただきます。

高齢者タクシーにつきましては、4月、5月に申請をいただきまして実施している状況でございます。減額につきましては、コロナ禍の、利用状況的には若干ございますけれども、当初の申請対象者に対する申請者の数値が以前より若干少なめでございましたので、今回の3月で減額補正をさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 (小野政則君)

渡辺議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回の子育て世帯への臨時特別給付金の対象者については、大和町内の児童手当に該当する児童と、あと公務員の児童も該当してきまして、公務員の分も含めまして

4,500名を予算化しております。現在、申請状況から考えますと大体4,300人ぐらいの状況ということで、マイナス200人の国の1万円と町の上乗せの1万円、2万円で400万円の減額を、補正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10番 （渡辺良雄君）
高齢者タクシーの件、了解をしました。
200人、公務員関係で200人、そうしますと、これは見積もり段階が間違っていたというふうにも聞こえるんですが、そうではないんですか。

議長 長 （高平聡雄君）
子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

公務員の数については、こちらで把握しておりませんので、国のほうからの指示で大和町の児童手当の支給者に1.1を掛けた人数で調整していただければという指示がありまして、そのような予算措置を取ったところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 （高平聡雄君）
ほかに。児玉金兵衛君。

2番 （児玉金兵衛君）
今年は、今年度はコロナ禍ということで、配分した予算が全面的に減額という流れを読ませていただいたんですけども、これから大和町らしい施策3つ申し上げますので、それぞれこのコロナ禍の状況でどのような理由で減額になったのか、その理由と、それから担当課長の実感みたいなものをお聞かせいただきたいと思います。

3つあります。1つ目が事項別明細書5ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金です。これは大幅に数字が減額になっているんですけども、この理由、それから代々右肩上がりであっていつている大和町の非常に頼もしい予算だと思うんですけど

れども、それが大きく減額になってしまったことに対して今後の見通しも含めて現場の実感というものを教えてください。もう1つが、事項別明細書の18ページ、あんしん子育て医療費です。これも大きな減額になっているんですけども、この現場の感覚を教えてください。どういう理由で減額か。もう1つが24ページ、経営継続支援金です。これは、なかなか50%の売上げダウンまで届かずとも20%から50%の間で苦しんでいらっしゃる事業者の方々を助けるすばらしい施策だと思ったんですけども、これもなかなか減額になっています。それもちょっと現場感覚も含めて、以上3点減額になった理由をお聞かせください。

以上です。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、児玉議員のご質問にお答えいたします。

5ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金、こちらについては当初で7,000万円を予算措置いただき、今回3,742万3,000円を増額して合計で1億742万3,000円という予算となるところでございます。この調整交付金につきましては、防衛施設、大和町ですと王城寺原演習場、大和駐屯地、この2つの施設が所在しますので、こちらに係る交付金として国からいただいているものでございます。今回の予算につきましては、国からの配分の決定について予算を措置したものでございます。この交付金については、王城寺原演習場で行われます米軍の実弾射撃移転訓練、この訓練がある年とない年で金額が変わってきます。今年度は移転訓練ございませんでしたので、この1億円という金額でございます。この調整交付金については年度前に関係する課と調整しまして、充当事業を決定しているところでございます。今年度につきましては道路建設改良事業とあんしん子育て医療の医療費に充当するための基金を造成しているところでございます。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

児玉議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

当初予算では例年前年度の実績見込みで予算化しておりまして、本年度は前年度の実績、月平均1,360万円少々と予算化しておりましたが、実績でいきますと1,110万円前後と大体1か月において250万円ぐらいが実績的にベースで下がっておりまして、その12か月分で3,000万円の減額をしているところでございます。病院の関係者とお話しする機会があったんですが、やはり子供さんの受診の数が減っているという状況はお話で伺っておりましたので、その結果月250万円減額になったのかなというところでございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君

商工観光課長（浅野義則君）

それでは、児玉議員さんのご質問に答えさせていただきます。

事項別明細書の25ページかと思われますので、よろしいでしょうか。こちらの補助金の中で経営継続支援費、それから事業継続応援補助金につきまして関連しますので、両方説明させていただきます。

こちらにつきましては新型コロナウイルス関連事業補助金でございまして、まず経営継続支援費、こちらにつきましては国の持続化給付金を受けていない事業者、20%の減収があったものということでございまして、これは当初見込みとしまして200件を予定しておりました。実績見込みとして53件としたわけでございます。補助金の金額が20万円でございます、減額しました147件分を掛けますと、200、失礼しました、2,940万円の減ということになります。

それから、事業継続応援補助金、こちらにつきましては12月の補正で上乗せさせていただきます、420件とさせていただきますが、今後の実績見込みを踏まえまして518件となるような見込みでございます。こちらにつきましては、国の持続化給付金を受けている事業者、前年同月比で50%以上ということでございます。そうしますと、補助金額が30万円でございますので、98件の増ということになりますので、2,940万円の増ということでございます。今回、補助金の組替えを行いましたけれども、合わせまして増減はなしということになりますが、結果的に50%の減収の見込みのほうが多くなったということでございます。中小企業に対するコロナの影響は非常に大きいもので、当初の予算予定を超えまして長期化したということがございます。

こういったことで、50%以上の減収になった事業者が多くなったと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。（「はい、理解しました」の声あり）

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ありませんか。馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

3点ほどお伺いします。

まず、事項別明細書15ページの2の3の18になるのかな、個人番号カード、こちらのほうで300万円ほど減額になっているのでその理由をお聞かせください。それから、19ページ、3の2の2の19、児童手当支給で1,700万円ほど減額をされているかと思うんですけども、この理由をお聞かせください。それから前者も質問ありましたが、30ページ、31ページ、小学校の自動水栓、手洗いのものなんですけれども、これって私の感覚だと何かセンサーがついていて、手をかざすと流れるというものだと思うんですけども、例えばこれは時間調整とか、要はだあっと流しっぱなしになったりとか、なぜお聞きするかというと、要はその手を洗った水が、汚染された水が飛沫として飛ぶじゃないですか、そういう部分も考えていくとやっぱりある程度時間調整とかできるものなのかどうか、まずその辺をお伺いしたいと思います。3点お願いします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

すみません、これにつきましては、減額ですよね、個人番号カード関連委託交付金につきましては、J-LIS機構からの枚数交付とか、それから事務費等々によつての市町村割がありまして、それによつて請求される金額になります。そちらの基本額が変更になったということで、こちらに来ている請求額も変更になったというところでございます。

以上になります。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

児童手当の支給事業扶助費のほうで1,700万円の減額ということなんですが、当初予算では昨年の実績見込みで予算計上するんですが、実際その際には年間4,000人の対象児童と見ておったんですが、今回大体120名ほど対象者が減っておりましてので、そちらに単価もいろいろあるんですが、1万5,000円、1万円、5,000円といろいろあるんですけども、その人数分の年間が減額になって、その結果1,700万円の減額になるという補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

馬場議員のご質問にお答えいたします。

その自動水栓の時間が調整できるかというのは、ちょっとそこまで私は確認しなかったんですけども、まず基本的にはその飛沫、水量とかその辺については、それは水量は調整できますので、その辺も含めまして、あと時間調整も今後ちょっとその辺は確認させていただいて、そういう飛沫にならないような水量といいますか、その辺で調整して設置したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番（馬場良勝君）

まず1点目ですけども、要は基本J-L I Sのほうの算定金額が変わったので交付の金額が変わったというのは理解したんだけど、予想の、要は個人番号交付事業ですよ、それに対して人数というのが減った部分もあったのかどうか。それは全く関係なしで基本の算定額が変わってただ単にJ-L I Sから交付が減ったのかどうか。大丈夫かな。それをお訪ねしたいと思います。

それから、児童手当なんだけれども、もう少し早めに補正とかというのは基本的には無理、減額補正というのは無理なんですか。例えば120人って結構な人数ですよ。

ほかから来るかもしれないけれども、やっぱりこの辺もう少し、1,700万円という額だけ見ると非常に大きく見えるし、やっぱりもう少し精査して、人数は多分把握できるはずですから、その辺もうちょっと丁寧に、次年度になるかもしれないんですけども、その辺のお考えをお訪ねしたいと思います。

それから、自動水栓なんですけれども、本当にいいことだとは思うんですけども、やっぱりその辺も少し、気を配っていかないと、洗った、汚れた手を洗ってその飛沫で感染というのが大分、クルーズ船かな、あれでも随分トイレとか水回り、あったようなので、その辺、例えば先ほど同僚議員の発言にもあったように距離を取るとか、そういう部分逆に気をつけてあげればなおよろしいのではないかと思って質問させていただきました。考えあればご答弁いただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

これにつきましては、国のほうから国の予算、そしてあと各市町村の人口割等々で振り分けてこられますので、申請とかではなく人口率割合で来ているものになります。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

馬場議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

今回、3月補正で1,700万円の減額というところなんですけど、実際出生者とあと転入者の増加する要因もございます。ただ、今回担当のほうとこのような結果になったというところを聞いてみますと、転出者が結構いたという原因がございまして、3月の補正になったわけなんですけど、補正の時期については数字、数字、実績を見まして適正に実施していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

設置につきましては、各学校とその辺はどんなところ、どんな場所にいいのかというのも十分その辺は協議した上で飛沫防止に、そういう防止としてその辺も図りながらその辺は進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

議 長（高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番（馬場良勝君）

児童手当だけでも1遍お伺いしたいんですけども、例えばこれぐらいの金額残ったんであれば、去年はちょっとコロナ禍だったので何かに振り替えるという、款項目のいろいろあって大変だとは思いますが、やっぱりほかの何か、要は困っているお父さん、お母さんたちにできることもあったのではないかとこの考えが浮かんでしまうので、やっぱりそういうのも含めて今後精査しながら補正すべきところは9月でもかけて、別な事業をやったり、困っている人にやっぱり手を差し伸べてあげるといのが大事だと思うので、今後検討していただければと思います。答弁は結構です。

議 長（高平聡雄君）

ほかに。藤巻博史君。

13 番（藤巻博史君）

ちょっと、もし外れていたらそれも指摘していただければ思うんですが、これはどこだ、何ページだ、7ページの物品売払収入、自動車等売払収入でございますけれども、もしこれ私がお聞きしたいのは、除雪機、もしこれは除雪機なのかなということで、除雪機についてお聞きしたいということなんですが、要するにボランティアで除雪している方について、もしそういうのがあったらおらほも欲しかったという声もあったもので、もし除雪機についてのそういう払下げみたいなのがあるという状況であったのならばどういう手続だったのかという、そういう質問です。

議 長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

藤巻議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の自動車等売払収入につきましては、公用車、または歩道用の除雪機の売払いでございました。こちらにつきましては、宮城県内に住所を有する者等でございます。こちらにつきましては一般競争入札で広く募集をかけた上で町内の方に払下げが決定しましてそちらのほうの手続きをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）

そこらの手続のことは若干分からないというんですか、当事者も終わってから気がついたのかなという、確かにちょっと、実情を言うと、結構広い歩道があってそのところをボランティアでやっている。今年なんか特に雪が多かった状況のようでございますが、その中で非常に困難極めたという中で、あら、そういうのがあったのねという、ただもちろん秘密にやったわけではないんでしょうけれども、そこら辺の手続というのがやはり特に、ちょっと特殊な要素にもなりますので、普通の自動車とも違う話なのでなかなか難しいのかなとは思いますが、やはりそこらの、特にボランティアというか、そういったところにも気をかけていただければと思って質問いたしました。そのことについて何かあれば。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

今回の売払いにつきましては、約2週間ほど大和町のホームページにも掲載させていただいておりました。その中で、一番高く買っていただけたところということで対応したところでございます。なお、ボランティア団体、そちらのほうにつきましては、こちらの除雪機につきましては耐用年数をかなり超えている機種でございまして、今後の維持管理もございましてことから、そちらのほうにつきましては声はかけて

はございませんでした。その辺につきまして今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

ページ数、24ページ6款1項2目の12節委託料で、ちょっと私説明聞いていたときに、北部工業団地ののり面の除草というふうに聞こえたと思うんですが、その辺ちょっともうちょっと詳しくお伺いしたい、お聞かせ願いたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君

商工観光課長 （浅野義則君）

それでは、千坂議員さんのご質問に答えさせていただきます。

12節につきまして、再度詳しく説明させていただきます。こちらにつきましては、仙台北部中核工業団地内のり面除草作業等の入札先による減額ということでございます。こちらにつきましては、入札した結果76.4%の入札率ということでございます。それから、同じく中央公園除草業務、こちらにつきましても、こちら随契で、随意契約なんですけれども、こちらにつきましては93.46%、それからもう1つ、昇木伐採業務ということで、こちらにつきましては65.09%ということでの入札先の減額ということになっております。それかもう1点、仙台北部中核工業団地内のり面除草作業なんですけれども、こちら変更契約を行っております、一昨年までは2年に1度の除草業務ということになっていたんですが、昨年から、今年から、今年度です、失礼しました、今年度から年に1度ということになりまして、処分料の減額が発生しております。その関係によりまして差額金が多くなったということでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

ちょっと基本的なところをお伺いしますが、工業団地にのり面というところは所有って町なのかどうか、それが町のものなら町で出すのも分かりますけれども、例えば企業さんだったら企業さんの土地じゃないのかなというところが引っかかったのと、それから北部工業団地という限定されたところですよ、ほかにも工業団地等々企業さんもいると思うんですが、あると思うんですが、その辺と公平性はどういうふうになっているのかという考え方、お伺いしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

商工観光課長 浅野義則君

商工観光課長 (浅野義則君)

こちらののり面につきましては、町の所有地ということになっておりまして、すみません、この件につきましてはちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。ちょっと確定しておりますので、町のものだと思われましても、再度確認させてください。それによりまして答弁の内容が全然違ってきますので、大変申し訳ございません。後で説明させていただきます。申し訳ございません。

議 長 (高平聡雄君)

千坂議員、よろしく申し上げます。後ほど報告させます。

ほかに。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第9号令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9議案第10号「令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第10号令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10議案第11号「令和2年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第11号令和2年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11議案第12号「令和2年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第12号令和2年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12議案第13号「令和2年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第13号令和2年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13議案第14号「令和2年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第14号令和2年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14議案第15号「令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第14、議案第15号令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15議案第16号「令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第15、議案第16号令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16議案第17号「令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正
予算」

議長（高平聡雄君）

日程第16、議案第17号令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17議案第18号「令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補
正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第17、議案第18号令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議

題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18議案第19号「令和2年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第18、議案第19号令和2年度大和町水道事業補正予算、失礼しました、水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は午前11時とします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第20号令和3年度大和町一般会計予算から、日程第30、議案第31号令和3年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。失礼しました。先ほどの答弁漏れの件について説明報告させます。商工観光課長浅野義則君

商工観光課長（浅野義則君）

先ほどは大変失礼しました。千坂議員さんの質問にお答えさせていただきます。

仙台北部中核工業団地内ののり面除草の件でございます。発注した分につきましては、県道面ののり面と、大和町の所有の敷地分ということでございます。企業の敷地分につきましては、企業さんの管理ということになります。よろしく願いいたします。すみませんでした。

日程第19議案第20号「令和3年度大和町一般会計予算」

日程第20議案第21号「令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第21議案第22号「令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第22議案第23号「令和3年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第23議案第24号「令和3年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第24議案第25号「令和3年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第25議案第26号「令和3年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第26議案第27号「令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第27議案第28号「令和3年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第28議案第29号「令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第29議案第30号「令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予

算」

日程第30議案第31号「令和3年度大和町水道事業会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第19、議案第20号令和3年度大和町一般会計予算から、日程第30、議案第31号令和3年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それではよろしくお願いいたします。

令和3年度各種会計予算及び予算に関する説明書をお願いいたします。

説明書の1ページでございます。議案第20号令和3年度大和町一般会計補正予算でございます。すみません、当初予算でございます。失礼いたしました。

第1条は歳入歳出予算でございます。総額を歳入歳出それぞれ126億3,600万円と定めるものでございます。第2項の款項の区分及び金額は第1表に記載いたしてございます。第2条は債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載いたしてございます。第3条は地方債で、令和2年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めてございます。第4条は一時借入金でございます。最高額は3億円と定めるものでございます。第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じられているところでございますが、人件費に限りましては項間の流用を認めるという規定でございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。こちらは8ページから9ページまで全部で17の事業がございます。いずれも令和3年度中に複数年の契約等を行う事項等を定めるものでございます。なお、期間に令和3年度が含まれてございませませんが、3年度予算につきましては当初予算に計上いたしますことから令和4年度からの記載となっております。また、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。ここ数年町税の増加がありましたことから、起債を抑制してまいりましたが、税法改正による法人町民税の減少や投資的事業費の増加等がありますことから2年度に引き続きまして地方債を活用することとして、合計で5億

670万円を計上いたすものでございます。

上から順に充当する事業でございますが、一般補助施設整備等事業債は認定こども園整備補助金に、社会福祉施設整備事業債は保育所等整備交付金に、公共事業等債は長寿命化計画に基づく悟溪寺橋橋梁修繕及び吉田落合線の4車線化事業に、一般事業債は子育て支援住宅建設事業及びまほろばホールの空調冷温水発生装置更新事業に、緊急浚渫推進事業債は山田川土砂撤去及び明ヶ沢川ほか現況測量に、それぞれ発行して充当するものでございます。また、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

13ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。初めに1款町税でございますが、町税につきましては当初編成段階での年間見込み額について計上してございます。

1項1目個人につきましては、コロナ禍の影響によりまして比較で約1億5,000万円の課税所得額の減少を見込んでおります。2目法人につきましては、半導体関連産業が好調でありますことから、約3億3,000万円の増加を見込んでおります。2項1目固定資産税につきましては、非木造家屋償却資産の新規取得分など増加見込み、新築家屋軽減の減少などから約2億4,000万円の増加を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市町村交付金ですが、公共団体が所有しております行政執行に用いていない部分につきまして、固定資産税率と同率の1.4%での交付があるものでございまして、対象資産ごと記載をいたしております。約2億4,000万円の増を見込んでございます。3項軽自動車税でございます。1目環境性能割は取得される自動車の環境性能に応じて税率を定められるものでございます。2目種目割は軽自動車や原動機付自転車などで税率が異なるものでありまして、新規登録の税率変更や台数の伸びを考慮し1目、2目合わせまして約220万円の増加を見込んでおります。4項1目町たばこ税及び15ページの5項1目入湯税につきましては、コロナ禍での移動自粛などでそれぞれ減少の見込みでございます。

15ページをお願いいたします。

6項1目都市計画税につきましては、税率0.2%でありまして約2億6,900万円の計上といたしております。なお、都市計画税と入湯税につきましては目的税でありますので、その用途を若干ご説明させていただきます。

別冊の資料で議案第20号関係一般会計当初予算財政課をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

1の都市計画税でございますが、表の2行目をご覧ください。都市計画税の歳入は2億6,912万7,000円の計上です。次の行は歳出で、4億1,651万2,000円で、次の行からは道路修繕事業、道路新設改良事業など全部で7つの事業がございます。右にそれぞれの予算額を記載しております。その右の列には都市計画税の充当額と充当割合を記載しております。次に右の入湯税でございます。入湯税は10万5,000円の予算計上です。入湯税につきましては、町観光物産協会への補助金に充当を見込むものであります。事業に対します充当割合は1.6%となっております。

資料の2ページをお願いいたします。

市町村に交付される地方消費税交付金につきましては、消費税率引き上げ分につきまして社会保障施策に要する経費に充てられるものとされております。本町ではこの県の試算により示された地方消費税交付金、表の右上に記載がございますが、3億2,425万8,000円につきまして表の左上から順に、項目、予算科目の款項目、経費、財源内訳中の特定財源、そして一般財源中引き上げ分として項目ごとに整理をいたしております。表の左から縦に見ていただきまして、2つ目に社会福祉がございます。その右側に民生費の社会福祉費、児童福祉費、その下の社会保険は民生費の社会福祉費へ、下の保健衛生は衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当しております。

3ページをお願いいたします。

地方消費税の推移につきましては、過去10年度分の推移を表しております。上の表のAから右に見ていただきましてF欄の普通交付税がございます。記載にはございませんが、平成12年度は31億円だったものが徐々に減少していき、平成23年度を見ていただきますと約18億4,000万円となりました。そこから法人町民税の増収を背景に平成28年度には約7億3,000万円、平成30年度からはゼロとなっております。右に2つ行きましたG欄の復興特付ですが、平成25年度から課税免除が補填され5億円台になり、平成27年度から29年度にかけてごみ焼却炉整備に係る地方負担が算定されて増加が続きまして。令和元年度は台風19号でございます。次にIの欄をご覧ください。臨時財政対策債の発行見込み額でございます。平成29年度からゼロとなり、借入れはしてございません。

4ページをご覧ください。

地方債の償還計画表でございますが、平成21年度から令和元年度までは実績、令和2年度は見込みでございます。令和3年度以降想定値でございます。

こちらは5ページをお願いいたします。

折れ線グラフが2つございます。上の折れ線が地方債現在高を表しまして、下の折

れ線が発行額でございます。その下の棒グラフが元金と利子の積み上げを表しております。これまでは庁舎建設がございました平成21年度を除き発行額を抑制したことから、上の折れ線の現在高が平成30年度末で50億円ぐらまで減少してまいりましたが、令和元年度は減収補填債で発行額が大きくなり増加に転じました。以降令和4年度から令和5年度の推計につきましては、吉岡小学校改築工事などを見込み、令和6年度以降も建物や橋梁などの長寿命化計画で概算費を追加してシミュレーションしますと、令和8年度では145億円の想定となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

普通会計に属する基金の調書でございます。左から6列目の令和元年度末現在高がでございます。さらに右に3列進みますと、2年度末現在高の見込み額がでございます。この2か年で大きく変動した基金をご説明させていただきます。

まず、一番上の財政調整基金です。元年度が31億円台で2年度が26億円台、差引きで約5億円の減でございます。参考ですが、一番右の令和3年度末の見込み高は約17億円となっております。こちらは大きな災害等がなければ決済剰余金で21億円までは戻ると見込んでおります。

2つ下のまちづくり基金でございます。令和2年度は前年度比で約2億5,000万円増の約9億2,000万円の見込みでございます。こちらにつきましては、令和2年6月補正で東京エレクトロンに旧公園用地を払下げした2億円と、3月補正でも不用額から5,000万円を積み立てることによるものでございます。吉岡西部地区土地区画整理事業などのまちづくりのために利用されるものでございます。

中ほどから少し下の学校校舎建設基金をご覧ください。2年度は前年度比で約1億円増となっております。こちらは3月補正で1億円を積み立てるもので、令和4年度から5年に予定されております吉岡小学校改築工事及び解体工事を想定いたしましたものでございます。

その下の東日本大震災復興基金につきましては、これまで割増し商品券事業に充当してございましたが、この事業の附則に本年3月31日で条例が失効するとなっておりますことからゼロとするものであります。

下から2つ目の庁舎建設整備基金につきましては、今後計画される庁舎増築や現庁舎の老朽化に対応するための基金でございます。2年度に5,000万円を積み立てるものでございます。2年度末見込み額の合計を見ますと、前年度比で約1億2,000万円強の減額となっております。また、一番右下の3年度末現在見込みでは約10億円減の42億円台となっております。

7ページをお願いいたします。

7ページは普通会計外の基金の調書でございます。8ページにつきましては令和3年度一般会計の目的別、節別の集計の資料を添付してございますのでご参照願います。このほか別冊で担当課調書といたしまして歳入歳出科目ごとの担当課を記載しました資料と、委託料の内訳として個別業務ごとに担当課を記載しました資料を提出いたしてございますので、併せてご参照をお願いいたします。

それでは、申し訳ございませんが、再度事項別明細書の15ページをお願いいたします。

15ページの中ほどにございます2款1項1目地方譲与税から17ページに進んでいただきまして、17ページの一番上でございます、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては国の相対的な予算編成の見込みや2年度実績見込み、県の試算に基づきまして計上いたしております。

続きまして11款地方特例交付金ですが、国の政策による住宅ローン控除などの地方税減収の補填として交付されるものですが、令和2年度実績見込みにより計上いたしております。

12款地方交付税につきましては、普通交付税は3年度も不交付団体と見込んでおりますことからゼロといたし、特別交付税は1億8,000万円を計上し、災害復興特別交付税は東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除に係る補填分5億2,000万円を計上しております。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、2年度見込みから計上しております。

14款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んだものでございます。

2項1目民生費負担金の1節につきましては特養施設への措置部分、2節につきましてはもみじヶ丘保育所、認可保育園4園の保育運営費及び放課後児童クラブの延長利用料のほか病後児保育利用料として保護者負担分の計上でございます。

18ページをお願いいたします。

15款1項1目総務使用料からこのページの一番下の6目教育使用料までが、町施設につきまして条例等によります使用料収入を見込んでおります。なお、中ほどに5目土木使用料の比較で約1,000万円の増額となっておりますが、こちらは道路及び公園占用料改定による増額と子育て支援住宅使用料の計上によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

2項1目総務手数料から4目土木手数料までは町の条例等により各種手数料の収入

見込み額について計上いたしましたものでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金1節保健基盤安定負担金につきましては、国庫会計に繰り出しとしまして支出するものでございます。2節障害者援護費負担金は障害者自立支援給付費を見込むものです。3節児童手当負担金は法定割合を見込むものです。4節児童福祉費負担金は認可保育園の運営費、未熟児医療費、子育てのための施設等利用給付の負担金、認可外保育園、一時預かりの保育の利用の負担金であります。5節老人福祉費負担金は介護保険会計繰り出しを行うものでございます。次の三角がつきました災害復旧費国庫負担金は、令和元年度の台風19号による道路橋梁河川災害に係る負担金でございまして、事業完了により皆減となったものでございます。

20ページをお願いいたします。

16款2項国庫補助金はおのこの事業展開等によります補助金の計上です。1目総務費国庫補助金の1節と2節は個人番号カードの交付事業に対しまして総務省所管補助金を見込むものです。3節は町民バスが幹線的路線を補完することに対する補助金を見込むものです。4節は地方公共団体情報システム機構、J-LISです、こちらへの町を介して交付するものでございます。2目民生費国庫補助金1節は障害者の地域生活支援に対します補助金です。2節は子ども子育て支援事業費につきましては幼稚園のほか認可外保育施設及び預かり保育への補助金で、保育所等整備交付金は幼稚園から認定こども園に移行するための交付金でございます。認定こども園施設整備事業費は、施設建設等に要する補助金であります。3目衛生費国庫補助金1節はがん検診推進事業、特定感染症検査等事業に係る事業費補助金です。4目土木費国庫補助金1節は悟溪寺橋橋梁補修、橋梁点検事業、舗装修繕事業等に係る交付金です。2節は公営住宅等ストック総合改善事業に係る交付金です。3節は町道吉田落合線の4車線化工事に係る交付金です。5目消防費国庫補助金は災害対策に係る3事業に対する補助金です。6目教育費国庫補助金は要保護、準要保護及び特別支援教育就学に対します補助金であります。7目特定防衛施設周辺整備調整交付金は道路改良事業及び一般廃棄物収集運搬事業の計上であります。

21ページをお願いいたします。

8目農林水産業費国庫補助金1節は吉田金取北地区の農地整備事業の計上でありませ

す。
16款3項1目総務費委託金、次の2目民生費委託金は国からの委託事業に要するものとして計上いたしております。

17款1項1目総務費負担金は移住支援事業に係る負担金です。2目民生費負担金の

1 節から 5 節の負担金は国庫補助金と同じ事業でございまして、負担割合の違いとなっております。

2 項県補助金は制度的なもの、あるいは予算補助という形で計上しております。1 目総務費県補助金は消費者行政推進に要します補助金であります。

22ページをお願いいたします。

2 目民生費県補助金 1 節は老人クラブ助成費のほか 1 項目への補助金でございます。2 節は地域生活支援事業ほか 1 事業に要します補助金です。3 節は乳幼児医療費ほか子供の医療費や子育て支援に関する補助金になります。3 目衛生費県補助金 1 節は健康増進事業などの保険事業に対します補助金であります。4 目農林水産業費県補助金 1 節は農業委員会交付金、中山間地域等直接支払交付金などの農政推進に対します補助金であります。2 節は林道及び林道橋の補修実施設計に係る補助金であります。5 目消防費県補助金は住宅建築物耐震改修事業等に対します補助金であります。6 目教育費県補助金は子どものこころのケアハウス事業費等に対します補助金であります。7 目市町村振興総合補助金はメニュー化されました県補助金であります、23ページにかけまして10事業に対する補助金を見込んでおります。

23ページでございます。

8 目みやぎ環境交付金は有害鳥獣対策費に係る交付金であります。9 目災害復旧費県補助金は、令和元年度台風災害の工事で令和 2 年度中に入札を行いました、複数回の不調となりまして 2 年度内での完了が困難になりましたことから 3 年度に予算を計上いたしましたものであります。

17 款 3 項委託金はそれぞれ県からの委託内容に伴いまして計上いたしましたものでございます。1 目総務費委託金 1 節は権限移譲事務交付金等を見込んでおります。2 節は県民税取扱費を見込んでおります。3 節は人口動態調査に係る委託金を、4 節は工業統計調査等の事業の委託金を、5 節は衆議院議員選挙及び県知事選挙の事務委託金であります。

2 目土木費委託金 1 節は樋管操作管理に対します委託金を見込み、3 目教育費委託金 1 節はスクールソーシャルワーカー活用事業、2 節は文化財保護に要する委託金であります。

18 款 1 項 1 目財産貸付収入 1 節は雇用促進住宅駐車場等、町有財産の貸付け収入を計上しております。

24ページをお願いいたします。

2 目利子及び配当金につきましては、説明欄記載の基金利子の計上であります。18

款2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は科目設定の計上であります。

19款寄附金につきましても、1目から3目はそれぞれの費目での科目設定となっております。4目ふるさと寄附金につきましては、2年度の実績見込みから増額計上といたしております。

25ページでございます。

20款1項1目財産区特別会計繰入金は町内3財産区からの事務費及び事業費繰入金であります。2目国保特別会計繰入金は健康診査に係る繰入金であります。

2項1目財政調整基金繰入金は財源調整として9億1,852万8,000円を繰り入れるもの、2目から5目にかけての特定目的基金からの繰入金はそれぞれ令和3年度事業執行のため繰入金を計上いたすものです。

21款繰越金ですが、前年度同額を措置するものでございます。

22款1項1目延滞金及び、次の26ページをお願いいたします、2目加算金は科目設定でございます。

2項1目町預金利子は歳計及び歳計外現金の利子収入を計上しております。

3項1目民生費貸付金元利収入は東日本大震災に係ります災害援護資金償還金を計上するもの、2目商工費貸付金元利収入は中小企業振興資金の預託金分でございます。

4項1目農業費受託事業収入は農地中間管理機構により、機構からの管理機構業務に対します受託収入です。2目教育費受託事業収入は県スポーツ振興財団からの自転車競技場管理受託事業収入でございます。

5項雑入につきまして、主なものを申し上げます。1目の2節は給食費納付金1億3,200万円ほどを計上しております。2目1節は場外車券売場交付金を売上金の0.5%という納付割合で計上しております。3目雑入中、金額の大きなものとしたしましては保育所給食費647万4,000円、27ページになりますが、上から4行目の小鶴沢処理場関連事業は県環境事業公社からの受託経費として2,650万円、その3行下の地域振興事業助成金は400万円、次の光ファイバーケーブル貸付料598万9,000円などを計上いたしております。

23款町債につきましては、先ほどの10ページの予算総則第3表で申し上げたとおりでございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

それでは、28ページから歳出の説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費の主なものについてご説明します。議会費につきましては、議会の運営に要するもので、議員、職員の人件費及び議会活動に要する経費を計上いたすものでございます。前年度との比較では334万2,000円の減額となっておりますが、主には前年度におきます議員改選に伴う経費と職員人件費との差異となっております。

1 節は議員18名分の報酬、2 節は事務局職員の給与、3 節は議員18名の期末手当のほか職員の扶養手当を含みます手当、4 節は議員及び職員の共済組合負担金でございます。以下各科目の2 節から4 節につきましては、一般職、特別職、併せて会計年度職員の人件費関係となりますので、説明を省略させていただきますのでご了承をお願いいたします。7 節は議会だよりの発行に伴います寄稿者への御礼用図書カードの購入代でございます。8 節は各種会議、研修会等の費用弁償及び各常任委員会等の視察研修費の旅費でございます。9 節は議長交際費といたしまして、前年度の同額を計上しております。10 節はコピー代及び追録代などの事務消耗品、燃料費は議長車のガソリン代、食糧費は視察対応及び議会報告会などのお茶代、議会コンサートの出演者用昼食代でございます。印刷製本費は年間4 回の発行を予定しております議会だよりの印刷費、修繕料は議長車の小破修繕料でございます。11 節は議会だよりの配付及び事務連絡等の郵送代、議長車の任意車両保険でございます。12 節は会議録作成業務、議長車運転業務の委託料でございます。13 節はタブレット端末25 台分のリース料、文書共有システム使用料、議員研修会等のバス借り上げ代、有料道路の通行料でございます。

29ページをお願いいたします。

18 節は全国市議会議長会基地協議会、町村議会議長会ほか4 協議会等への負担金、政務調査費を計上しております。

次に、2 款に入らせていただきまして、1 項 1 目一般管理費につきましては、一般管理費のほか人事管理、職員厚生、公用車自動車運行、職員研修、黒川地域行政事務組合、行政区総合教育会議に要する経費等を計上いたしてございます。1 節は産業医1 名、特別職給料等審議会委員10 名の報酬、総合案内パートタイム任用職員報酬となっております。2 節のフルタイム職員につきましては、育児休業等代替え職員の給与となっております。

30ページをお願いいたします。

7節につきましては、区長62名の報奨金、顧問弁護士料、職員研修講師謝礼、退任期区長に対する記念品等の経費を計上いたしております。8節は総合案内、区長、特別職給料等審議会、産業医、総合教育会議委員の費用弁償、町長、副町長の出張用務、職員研修費、区長会研修の際の随行旅費、パートタイム会計年度職員通勤手当を計上してございます。9節は町長交際費でございますが、前年同額を計上いたしております。10節は事務用消耗品、コピー代、新聞購読料、図書等の購入代、参考図書追録代、公用車の燃料代、区長会議お茶代、人事管理帳簿類の印刷代でございます。11節は携帯電話通話料、ボランティア保険、衛生管理者申請手数料、公用車の損害保険料、自賠責保険料、区長、交通安全指導隊、公民館分館長災害補償保険料等に要する経費を計上いたしております。

31ページでございます。

12節は職員の各種健康診断業務、区長配達業務、公平委員会事務委託、職員研修講師派遣に係る委託費等を計上しております。13節は緊急時のタクシー借り上げ料、有料道路通行料、駐車場使用料、官報情報検索サービス利用等を計上しております。18節は黒川地域行政組合の管理運営費のほか、宮城黒川地方町村会県地方税滞納整理機構、市町村職員研修所への研修費、県市町村自治研修センター等の負担金、補助金は区長会へでございます。22節は令和元年度の実績によります権限移譲事務交付金の返還金を計上いたしてございます。23節は公用車車検に伴います自動車重量税でございます。

次に、2目文書広報費でございます。広報広聴、文書管理、情報公開等に要する経費の計上でございます。

1節は情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員それぞれ5名分の報酬でございます。3節はふるさとCM制作に携わる職員の時間外勤務手当でございます。7節は広報編集委員会の研修講師、宮城大学学生広報記事作成の謝礼及び広報モニターに対する記念品等の経費でございます。8節は情報公開審査会等開催に伴う委員の費用弁償、広報セミナーに参加する旅費となっております。10節はコピー代のほか一般事務消耗品、懇談会開催の際のお茶代でございます。

32ページをお願いいたします。

続いて、広報たいわの印刷製本費、例規集の加除代、PR施設の電気料金、小破修繕費等を計上するものでございます。11節は一般郵便物の行のう配達料金、ファクシミリ通話料金、建物災害共済掛金等でございます。12節は行政手続オンライン化整備

支援業務についてに係ります経費を計上してございます。13節は印刷機、ファクシミリ、例規システムの借り上げ料、出張時の駐車料、ホームサービスの利用料等でございます。18節は日本広報協会の負担金、広報セミナー参加負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、3目財政管理費でございます。こちらは財政一般管理費の計上でございます。

7節は入札監視委員会委員5名で会議2回分を計上しております。10節は図書代、コピー等の消耗品、会議時のお茶代として食糧費を、予算書及び決算時の成果書の印刷製本費を計上しております。12節は統一的な基準による財務書類整備支援と、システム保守業務の委託料を計上しております。18節は地方財務協会への負担金であります。24節は自治法241条の規定によります所管基金への利子の積立てを計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長 （吉川裕幸君）

続きまして、4目会計管理費でございます。会計一般管理に要する経費を計上しております。

10節につきましては、消耗品といたしましてコピー料、参考図書、伝票用紙等の購入に要する費用を、印刷製本費といたしまして決算書、請求書、名入り封筒等の印刷に要する費用でございます。11節につきましては、通信運搬費といたしまして口座振替に係ります専用回線の利用料、手数料といたしまして公共料金自動口座引き落とし手数料、公金取扱手数料、指定金融機関との口座振替システムのサービス手数料等を計上しております。12節につきましては、会計課及び杜の丘出張所にて収納いたします公金、納付割賦等を指定金融機関までの警備輸送をいたします業務経費を計上いた

しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

5目財産管理費でございます。事業内訳に記載の施設や公用車等に関する維持管理経費を計上しております。

1節及び3節につきましては、吉田コミュニティーセンターの会計年度職員の報酬及び期末手当であります。7節は入札監視委員会及び施設巡視に係る報奨金でございます。10節は公用車並びに庁舎及び各施設管理の消耗品、各課で共有しております公用車14台分の燃料費、光熱水費は庁舎などの電気料並びに上下水道料の計上、修繕料につきましては各施設や庁舎の小破修繕料、公用車の整備料等を計上いたしております。11節通信運搬費は役場庁舎と各施設の電話料、手数料はタイヤ交換手数料、火災保険料は各施設及び庁舎の火災保険共済掛金、自動車損害保険料は供用の公用車の自賠責保険、自動車保険、保険料は施設の賠償責任保険料の計上でございます。12節は地域に委託しております児童館跡地の管理業務、施設や町有地の除草業務、庁舎敷地内の除草及び芝生管理等についての経費、各施設や庁舎の清掃、警備等の管理業務、設備点検業務を計上しております。13節土地使用料は吉岡コミュニティーセンターの通路敷地等の借り上げについて計上しております。機械借上料はAEDの借り上げ料、車借上料は公用車、自動車のリース代、テレビ聴取料は庁舎や各施設に設置しておりますテレビに係るものでございます。駐車場使用料は出張時の駐車料金でございます。14節は役場駐車場区画線工事、車庫シャッターの経年劣化によります部品等交換工事のほか、町民生活課と商工観光課の職員通路の北側に機械室がございまして、その防音対策として子育て支援課の前にございまして扉を設置する工事費を計上しております。17節は庁舎管理備品の購入費であります。18節は講習受講料、防火管理協会への負担金であります。

34ページをお願いいたします。

26節は公用車車検2台分の自動車重量税の計上を行っております。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。この後のことについて事務局長から報告させます。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の説明の中で訂正があるとの申出がありましたので、改めて説明をさせます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

先ほどの説明の中で一部誤りがございましたので訂正させていただきたいと思えます。

説明書の33ページをお願いいたします。

5目財産管理費でございまして、7節の報奨金でございまして。先ほどにつきましては、入札監視委員会及び施設巡視に係る報奨金とご説明をさせていただきましたが、正しくは鶴巣防災センターの巡視と吉田コミュニティーセンターに隣接する広場の清掃を地区にお願いする報奨金でございまして。訂正させていただきます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、34ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費でございまして。企画費につきましては、企画調整全般に係るもの、防衛施設周辺整備対策、町民バス、デマンドタクシーの運行事業、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業、そして総合計画の策定に要する経費のほか、先日議会全員協議会でご説明いたしましたにぎわい創出事業に関する費用を計上いたしているところ

ろでございます。令和3年度の米軍実弾射撃移転訓練の日程につきましては、昨年と同様にコロナ禍の関係で防衛省からの公表がまだされておりませんので、分かり次第議員の皆様にご報告させていただきます。

それでは、1節につきましては総合計画審議会委員20人分の報酬で、年3回の開催を予定しております。2節、3節、4節は総合計画策定に係ります事務補助といたしまして、会計年度任用職員を9か月雇用する部分の給料、手当、社会保険料で、3節のうち職員時間外勤務手当は、米軍実弾射撃移転訓練業務及び総合計画策定に係ります町内組織プロジェクトプランニングチーム等の時間外勤務手当でございます。7節につきましては、指定管理者選考に係ります外部委員への報奨金、地域公共交通会議委員への謝金、総合計画策定懇談会委員への謝礼及びふるさと寄附金収入額4,200万円の30%の1,260万円を返礼分として計上いたしております。8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償、にぎわい創出事業に係ります先進地視察等の旅費を計上いたしております。10節につきましては事務消耗品のほか町民バス3台分のタイヤ代、そして債務負担行為を設定しております第5次総合計画の印刷では令和4年度までの2か年度で作成することとしており、本年度分は314万1,000円を計上しております。計画書のほか概要版を全世帯に配付、併せて小中学校児童生徒用の副読本も作成する予定としております。そのほか町民バスの車検整備及びテレビ共同受信施設の修繕料でございます。11節につきましては、にぎわい創出事業のアンケート発送、改修に係ります郵便料、ふるさと寄附金に係りますポータルサイトの広告料、寄附金のクレジットカード決済の手数料、テレビ共同受信施設の火災保険料、町民バス自動車検査申請手数料及び自賠責保険料でございます。12節につきましては2か年の債務負担行為を設定しております第5次総合計画及び国土利用計画策定業務の2年分のほか、町民バス、デマンドタクシーの運転業務、にぎわい創出事業検討業務、ふるさと納税の返礼品調達、発送、関係書類の発行、郵送等のふるさと寄附促進業務及び光ファイバー網の保守点検業務に係るものでございます。13節は先進地視察の際のレンタカー、高速道路に係るもの、光ファイバー網の電柱共架に係ります電柱使用料、町民バス運行に係る緊急時の代車借り上げ料、デマンドタクシー運行管理システムの利用料でございます。

35ページとなります。

14節はテレビ共同受信施設の共架線の移設工事及び令和2年度から3か年で整備することといたしておりますまほろば百選の標柱更新、新設、12基に係ります工事請負費でございます。17節につきましては、町民バス停留所の標識3基を購入するもので

ございます。18節負担金につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会ほか11団体への負担金、会費でございます。補助金につきましてはまちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、鶴巣地域振興協議会への活動補助及び高等学校通学費の助成、デマンドタクシー維持のための車両購入への補助、子育て世帯移住・定住応援事業、三世代同居応援事業の補助金及び宮城県の移住支援事業として首都圏から地方へU・I・Jターンにより就職、移住した方1件100万円を見込んでおります。そのほか空き家等利活用事業として空き家バンクに登録している空き家の家財等の片づけ、築20年以上の空き家を購入する世帯、子育て世帯に対しての補助、そして子育て支援住宅入居に係ります入居時の奨励金として1件当たり20万円、子育て応援奨励として月額最大1万円を助成するものでございます。24節につきましては、ふるさと寄附金収入4,200万円から寄附金の調達経費を差し引いた1,699万円と利子を含めふるさと応援基金へ、防衛施設周辺調整交付金基金の利子分を積み立てるものでございます。26節につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

引き続き36ページをお願いいたします。

7目電子計算費でございます。電子計算費につきましては、電算機器及び各種システムの管理運営に要する経費を計上してございます。

10節は電算関係の用紙類、プリンタートナー、データカートリッジ等の消耗品に要する費用等でございます。11節はインターネット接続回線使用料、ホームページ回線使用料、本庁と出先機関との回線使用料等でございます。12節は電算処理運営に伴うハードウェアの統合保守、各種電算システム運用に伴うソフトウェアの保守、町ホームページや自治体情報システム強靱化向上対策システムの運用保守等でございます。13節は住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなど、情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の機器類の借り上げ料及び利用料でございます。18節は県高度情報化推進協議会負担金、市町村電子申請システム、自治体情報セキュリティクラウドの共同利用に係る負担金と特定個人情報関連事務委任交付金を計上いたしてございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく 8 目出張所費につきましては杜の丘出張所の管理事務費を計上したものでございます。

8 節は職員旅費、10 節はコピー、事務用品代などになります。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

続きまして、9 目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。7 節は交通安全指導員 28 名分の報奨金、8 節は交通安全指導員の出勤手当、2 年に 1 度の移動研修費用をそれぞれ実績見合いで延べ 1,000 回分として計上をいたしております。10 節は春と秋の交通安全運動の啓発用品、リーフレット、交通安全指導員の装備品、新入生用黄色い帽子の購入、交通安全啓発用看板購入等に要する経費及び交通安全広報車 2 台分の車検整備に要する修繕料でございます。11 節は交通安全指導員に係る交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料などを計上いたしております。18 節は町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、黒川地区交通安全協会町内 7 支部への活動助成、アクセル踏み違い防止装置等助成の補助金でございます。26 節は交通安全広報車の自動車重量税でございます。

次に、10 目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災行政無線放送用機器の管理運営に要する経費でございます。

37 ページをお願ひいたします。

10 節は防災無線子局及び再送信局の電気料及び修理代等でございます。11 節は黒川消防本部との専用回線使用料、無線局再免許手数料でございます。12 節は防災無線放送設備及び J アラート機器の年間保守点検委託料、13 節は長者館山再送信局管理用通路の土地借上料、18 節は電波利用料でございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

それでは、次に11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画推進プランに基づく事業推進の経費でございます。1節は男女共同参画推進審議委員10名分の報酬でございます。7節は男女共同参画研修会時の講師謝礼、8節は審議会開催時の委員の費用弁償、10節は事務消耗品代、会議における茶代等でございます。

次に12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置いたしまして相談窓口の開設及び消費生活講座など啓発に要する経費でございます。1節は消費生活相談員1名分の報酬でございます。7節は消費生活講座の講師謝礼、8節は消費生活相談員の費用弁償でございます。10節は啓発用品の購入、リーフレット作成等の経費でございます。

38ページをお願いいたします。

17節につきましては、消費生活関連の情報システム端末の更新経費を計上いたしますのでございます。18節は区市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に13目諸費につきまして、総務課所管分の予算についてご説明をいたします。総務課所管といたしましては、人権相談、行政相談、町功労者の表彰、防犯対策と結婚支援事業に要する経費でございます。

1節は表彰審査委員会委員6名分の報酬でございます。7節は結婚支援者養成セミナーの講師謝礼、婚活イベントを通じて成婚されたカップルに対するプレゼント、仲人による成婚報酬、人権作文コンクール参加賞、町政功労者感謝の言葉の受賞者に対します記念品代等でございます。8節は表彰審査委員会開催時の費用弁償でございます。10節は人権啓発用品、社明運動啓発用品や表彰式、婚活イベントでの消耗品、表彰式次第、人権社明運動周知用パンフレット等の印刷代、車へ掲示用防犯マグネット板や町内設置しております防犯カメラの電気料金でございます。11節は表彰式の案内、婚活イベント開催案内のはがき代、全国町村総合賠償保障責任保険料の計上でございます。12節は防犯カメラ保守点検業務委託費、婚活イベント企画運營業務の委託費の計上でございます。13節は婚活イベント参加者送迎用のバス借り上げ料、婚活会場の借り上げ料でございます。14節は町内の通学路に計画いたします防犯カメラ2基の設

置工事費でございます。

39ページをお願いいたします。

18節は県山岳遭難防止対策協議会大和支部から青年婚活サポートセンターまでの9団体への負担金及び補助金の一番下に記載のございます町防犯協会への補助金を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして13目諸費のうち、財政課所管分をご説明させていただきます。

13節の土地借り上げ料40万1,000円でございます。こちらは宮床基幹集落センター前の宮床地区駐車場用地の借り上げ料でございます。

39ページをお願いいたします。

18節補助金のうち、セツ森観光協会から下から4つ目の落合児童館母親クラブまでが宮床、吉田及び落合各財産区会計からの繰入れを受けまして地域振興に資する補助金として交付するものでございます。下から3つ目の区集会施設建設事業費につきましては、各地区の集会所改修等の補助でございまして、吉岡南2丁目、反町中、前河原地区3地区への補助であります。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

同じく13目諸費、町民生活課所管分でございます。

自衛官募集事務費6万2,000円になります。8節は事務担当者会議の旅費、10節は紙代等の消耗品代、11節は募集事務に係る郵便代になります。

39ページをお願いいたします。

18節は自衛隊家族会への補助金でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課課長江本篤夫君。

都市建設課課長 （江本篤夫君）

同じく13目諸費のうち、防犯灯対策費に係ります都市建設課所管分についてご説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

防犯灯の維持管理及び設置に係ります費用でございます。10節、14節に計上してございます。10節につきましては防犯灯数2,500灯分の電気料及び修繕に要します費用でございます。14節につきましては過去3か年で電柱に設置いたしました平均設置数であります11基の新設に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

39ページ、2款2項徴税費でございます。1目税務総務費につきましては、税務事務の管理費及び諸証明交付事務等に要する費用を計上しております。

1節報酬及び40ページの8節旅費と13節使用料及び賃借料につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会の委員3名分の報酬及び費用弁償でありまして、13節は研修会移動時の有料道路通行料等でございます。10節は評価審査委員研修時の資料代のほか参考図書の購入、追録代、コピー代を含む事務用品代及び税務証明書用紙等の印刷費用でございます。18節でございますが、負担金といたしまして仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会、宮城たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、住民税、固定資産都市計画税、軽自動車税等の賦課事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務並びに管理徴収業務等に要する費用を計上しております。

1節は申告事務等に係るパートタイム会計年度任用職員への報酬でございます。7

節は賞賜金といたしまして納税推進ポスター募集に係る記念品代、納税貯蓄組合長等への感謝状記念品代、差押え動産査定謝礼、報奨金につきましては納税貯蓄組合70組合に対する完納報奨金でございます。

41ページにかかります8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当、納税貯蓄組合連合会の研修時に要します職員の随行旅費でございます。10節は事務用品代のほか住民税、固定資産税、軽自動車税等の納税通知書及び徴収事務に係ります督促、催告状の印刷代、公用車の車検整備燃料代、納税表彰式のお茶代等に要する費用でございます。11節につきましては、還付通知用のはがき代のほか口座振替、コンビニ、クレジット及びスマホ収納等に係ります手数料、4月から新たに開始いたします預貯金の電子照会システムに係ります手数料、軽自動車の賦課資料情報提供及び軽自動車税環境性能割取扱い手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料や自動車損害保険料に要する費用でございます。12節は軽自動車税の納税通知書等の送達業務委託、土地評価標準値の下落修正業務、令和6年度評価替えに向けました固定資産評価支援業務、標準宅地不動産鑑定評価業務、滞納管理システム保守に係る業務委託料を計上しております。13節につきましては、確定申告支援システム、固定資産管理、家屋評価システム、滞納管理システムに係ります機械借り上げ料、共通納税システム、地方税電子申告システムのサービス利用料、並びに有料道路駐車場の使用料に要する費用でございます。18節は地方税共同機構への電子申告等への負担金でございます。22節は法人を含む住民税、固定資産税等の税額の修正等によります過年度分の還付金及び還付加算金に要する費用でございます。26節は自動車重量税でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費は、町民生活課窓口での各種諸証明、手続及びコンビニ交付、マイナンバーカード交付事務等に要する経費でございます。

1節は事務補助のパートタイム会計年度任用職員の賃金になります。

42ページをお願いいたします。

8節は職員旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当になります。10節は参考図書代やプリンタートナー、コピー代、用紙代等の消耗品と各種証明申請書等の印

刷代などになります。11節は電話料、ファクス回線使用料、コンビニ交付手数料などになります。12節は戸籍システム保守料、レジスター管理費、これにつきましては今年度は出張所の分もこちらに予算化をしているところでございます。附票連携対応ソフトウェア保守、副本管理オプションソフトウェア保守、コンビニ交付システム保守、マイナンバーカード裏面プリンター保守料等になります。13節は戸籍総合システム、マイナンバーカード裏面プリンター借り上げ料になります。17節は窓口証明書手数料収納用レジスター、本庁と出張所分2台と守衛室用ファクシミリの購入費になります。18節は県戸籍住基事務協議会とコンビニ交付のためのJ-LISへの負担金、個人番号カード関連事務の委託に係る交付金でございます。

以上になります。よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

次に、4項選挙費でございます。

1目選挙管理委員会費につきましては、1節及び43ページの8節でございます、選挙管理委員4名分の報酬及び費用弁償でございます。10節は参考図書、事務等の消耗品の購入代、選挙管理委員会封筒印刷代でございます。12節は投票管理システム保守業務の委託料でございます。

次に、2目選挙啓発費でございます。7節は選挙啓発ポスターコンクールの記念品代、8節は明るい選挙推進大会等に参加する際の費用弁償、13節は研修会参加の際の駐車場使用料でございます。

次に3目衆議院議員選挙執行費でございます。10月21日に任期満了となりますが、衆議院議員選挙の選挙事務に要する経費を計上するものでございます。

1節は選挙管理委員、投開票立会人等の報酬でございます。2節は事務補助のフルタイム会計年度任用職員、3節は投開票事務従事者の時間外勤務手当等でございます。7節はポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用の謝礼でございます。8節につきましては、投開票立会人等の費用弁償でございます。10節は選挙事務に要する消耗品代、投開票事務従事者の夕食代、投票所入場券の印刷代等でございます。11節は投票所入場券等の郵送料、投票用紙計算機点検手数料等でございます。12節はポスター掲示板の設置撤去業務、期日前当日投票システムの保守、投票用紙分類機運用保守

業務の委託料でございます。13節は投票会場借り上げ料、投票箱装置用タクシー借り上げ料でございます。

次に、4目県知事選挙執行費につきましては、11月20日に任期満了となります宮城県知事選挙の選挙事務に要する経費の計上でございます。

1節は選挙管理委員投開票立会人の報酬でございます。2節は事務補助のフルタイム会計年度任用職員、3節は投開票事務従事者の時間外勤務手当等でございます。

44ページをお願いいたします。

7節はポスター掲示設置使用謝礼でございます。8節は投開票立会人等の費用弁償でございます。10節は選挙事務に要する消耗品代、投開票従事者の夕食代、投票所入場券の印刷代等でございます。11節は投票所入場券の郵送料等でございます。12節はポスター掲示場設置撤去委託、期日前当日投票システム保守委託料、投票用紙分類機設定運用保守費用を計上いたすものでございます。14節は投票所の会場借り上げ料、投票箱装置用タクシー借り上げ料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。令和3年度に実施されます指定統計調査は、6月1日を期日として5年ごとに行われます経済センサス活動調査が実施され、その費用を計上いたしているものでございます。この調査は町内約1,300の事業所を対象とし、うち800事業所が町の調査員で行う調査となるものです。また、この経済センサスにより毎年調査しております工業統計調査は調査項目に重複する部分が多く、令和3年度は実施されないこととなっております。

それでは、初めに1節につきましては経済センサスに係ります調査員、指導員14人分の報酬でございます。2節、3節、4節は指定統計に従事いたします会計年度任用職員3か月分に係ります給料、手当、社会保険料及び指定統計調査に係ります担当職員の時間外勤務手当でございます。7節は経済センサス協力者への謝礼でございます。8節は経済センサス調査員指導員への費用弁償でございます。10節につきましては、統計調査に要します事務消耗品、会議の際のお茶代でございます。11節は調査員調査のための事務連絡等の郵送料及び電話料でございます。

45ページをお願いします。

18節につきましては県統計協会への負担金及び町統計調査員協議会への補助金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

続きまして、6項1目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、監査委員2名職員1名の人件費及び各種会計監査等に要します経費を計上いたしております。

1節及び9節は監査委員2名分の報酬、各種監査及び研修等に要します費用弁償の旅費でございます。失礼しました、8節でございます、1節及び8節でございます。各種監査及び研修に要します費用弁償でございます。10節は参考図書の購入代、コピー料金、研修テキスト代などの事務用消耗品、監査及び審査時におきますお茶代でございます。18節は宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、3款民生費1項社会福祉費でございます。1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及びボランティアセンターへの運営補助、日赤宮城支部事業及び民生委員、児童委員協議会への助成、生活保護の事務、セラピー広場管理業務、国民健康保険事業勘定科目への繰出金の経費でございます。

1節は民生委員推薦会委員6名及び日赤大和分会事務補助員、生活保護相談員に要します任用職員報酬費でございます。

46ページをお開き願いたいと思います。

7節は地域福祉計画推進協議会委員12名分の報奨金及び研修会講師謝礼に要します費用でございます。8節は民生委員推薦会に関わる費用弁償及び研修講習事務職員の

通勤手当等の旅費でございます。10節は事務用品に関わる消耗品費、公用車燃料費及び車検整備代、各種会議のお茶代に要します費用でございます。11節は電話料等の通信運搬費、行旅死亡人に関わる広告料、死体検案書の手数料、公用車の車検手数料、自動車損害保険料でございます。12節は行旅死亡人に関わる火葬業務及びセラピー広場管理業務に関わる委託費でございます。18節は大和町社会福祉協議会ボランティアセンター、民生委員協議会、遺族会への補助金でございます。19節は火災等の災害一時補助及び浮浪者への一時扶助を利用する費用でございます。24節は長寿社会対策基金の利子積立金でございます。26節は公用車の重量税でございます。27節は国民健康保険事業勘定特別会計の法定ルール内での繰出金でございます。

47ページをお願いいたします。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、老人保護措置費、いきいきサロン事業、老人クラブ支援、大和町シルバー人材センター支援、敬老事業、高齢者生活支援事業並びに高齢者タクシー助成事業に要する費用でございます。

7節は敬老会アトラクション出演謝礼に関わる報奨金及び敬老者への記念品に関わります賞賜金に利用します費用でございます。10節は事務用品のほか敬老会に関わります食糧費、敬老会名簿、高齢者タクシー助成券の印刷製本に要します費用でございます。11節は敬老会案内状、敬老祝い金振込手数料でございます。12節は敬老者社会、失礼しました、高齢者生活支援事業といたしまして寝具洗濯乾燥消毒サービス及び軽度生活援助事業等に要します費用でございます。18節は負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センター連合会賛助会費、黒川地域行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費でございます。補助金としましては、地域福祉活性化事業のとなりぐみ生き生きサロンとしての地区への補助金、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者等への利用者負担軽減措置としての介護保険、低所得者利用者負担軽減対策事業費、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会の補助金でございます。19節は80歳以上の敬老者の方への敬老祝い金及び100歳を迎えられます方への特別敬老祝い金、要介護認定3以上の対象者への介護用品購入費助成費用、養護老人ホーム入所者に関わる老人保護措置に替わる費用及び高齢者タクシー利用助成費でございます。27節は、介護保険事業勘定特別会計の必要な経費を繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

3目国民年金費は国からの委託事務であり、国民年金事務に要する経費でございます。

48ページをお願いいたします。

10節は関係法令追録代、コピー代、事務用品代等の消耗品代になります。10節は、すみません、11節は事務連絡等の郵便料金でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害者及び障害児への自立支援給付、地域生活支援事業、交通費助成事業などの生活支援に要します経費でございます。前年度と比較いたしまして6,363万6,000円の増額となりますが、自立支援給付と地域生活支援事業の利用者増に伴うものでございます。

1節でございます。来庁した聴覚障害者への窓口手続に対します手話通訳者、相談業務としての精神保健福祉士、事務補助員などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。7節につきましては、身体及び知的障害者相談員2名、障害者福祉計画推進協議会委員12名、障害者福祉講習会講師、障害者支援区分認定調査員、巡回支援専門員等への報奨金でございます。8節につきましては、認定調査員の費用弁償及び手話通訳者の交通費でございます。10節につきましてはコピー料金、参考図書などの事務消耗品のほか、会議の際のお茶代、障害福祉サービスガイドブック及びタクシー利用券等の印刷に要します費用でございます。11節につきましては、福祉タクシー利用助成金の郵送料のほか、主治医意見書の作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付費等請求審査支払手数料でございます。12節につきましては、障害福祉サービスシステムの保守業務、障害者相談支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業など黒川4市町村で業務委託をする緊急時支援体制事業、ひだまりの丘の中で活動を行っております地域活動支援センター、工房ななつもりの運営など

に要します委託料でございます。13節でございます。認定調査時に要します有料道路の通行料及び駐車場使用料、障害福祉サービス使用料の借り上げ料でございます。

49ページになります。

18節でございます。負担金といたしまして、黒川地域行政事務組合への障害者支援区分認定審査会の運営負担金、補助金といたしましては町身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営補助、自動車運転免許取得及び自動車改造に要します助成、自発的活動支援事業団体への助成でございます。19節でございます。特殊マット、ストーマ装具、電気式たん吸引器などの重度障害者の方の日常生活用具給付、人工透析者の入院及び通院におきます厚生医療給付、義足及び車椅子、補聴器などの装具給付、在宅酸素療法者、酸素濃縮器利用者に対します使用電気料の助成、居宅及び療養介護、グループホーム施設入所支援などの障害福祉サービス、障害者の発達支援及び放課後デイサービスなどの児童障害児通所サービス、難聴児の補聴器購入に対します助成、福祉タクシー利用助成並びに慢性特定疾病の児童に対します電気式のたん吸引器や人工鼻、人工の鼻です、などの日常生活用具給付などに要します費用でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

10節はセンターの維持管理に要する消耗品費、燃料費、電気上下水道料金等の光熱水費、施設機械の小破修繕費でございます。11節は電話料金、受水槽に係ります水質検査等の手数料、施設火災保険料でございます。12節はセンターの総合案内、公衆浴場管理、機械管理保守点検に関わる業務委託及び除草作業等の施設管理に要します委託料でございます。13節は業務用食器洗浄機の借り上げ料及びテレビ受信料でございます。14節は大和町福祉道路案内看板の撤去に要します費用でございます。

50ページをお願いいたします。

18節は黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

6目後期高齢者福祉総務費につきましては、18節は県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費と医療給付費負担金でございます。27節は後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、特別児童扶養手当等事務、あんしん子育て医療助成事業、心身障害者医療助成、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策費、幼稚園教育振興費、児童支援センター事業、新生児臨時特別給付金事業に要する経費でございます。

1節はパートタイム会計年度任用職員、あんしん子育て医療事務補助員、心身障害者医療事務補助員、子育て支援課業務補助員、子供家庭支援員の報酬と子ども・子育て会議委員に対する報酬でございます。2節から4節については、正職員のほかにフルタイム会計年度任用職員に対する給料、期末手当、通勤手当、社会保険料が含まれております。7節につきましては、虐待防止研修会への講師謝金、虐待防止対策地域連絡協議会委員謝礼及びことばの教室の講師謝金でございます。8節はパートタイム会計年度任用職員、子ども・子育て会議委員の費用弁償と虐待防止対策連絡協議会委員の旅費でございます。10節は図書購入代、コピー代等の消耗品、公用車の燃料代、会議用のお茶代、子育て情報誌ぽっかぽかの印刷費、医療費受給者証等の印刷製本、さらには5か所の児童遊園等に関する、失礼しました、5か所の児童遊園等の管理に要する光熱費及び小破修繕料でございます。11節は郵便料の通信運搬費、手数料につきましては、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の自動車損害保険料、児童支援センターの施設賠償保険料でございます。12節は児童支援センター運営業務、あんしん子育て医療給付及び未熟児養育医療給付の審査及び支払業務、児童遊園の遊具点検業務

及び除草作業業務、児童支援センターエアコン及びタイルカーペットのクリーニング業務に要する経費でございます。13節は児童福祉担当者の研修及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場使用料でございます。14節は児童スポーツセンターのフェンス工事に係る経費でございます。18節は子育て支援サークルへの補助と幼稚園教育振興補助金として町内にあります幼稚園への補助と新生児臨時特別給付金でございます。

52ページをお願いいたします。

19節はあんしん子育て医療費及び心身障害者医療費、未熟児養育医療給付としての助成をいたすものでございます。

続きまして2目児童措置費のうち子育て支援課所管分の児童手当の支給事業についてご説明いたします。

ゼロ歳から15歳までの約4,000人の12か月分の児童手当の支給事務に要する経費でございます。1節と8節は児童手当支給事務補助員としてのパートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償でございます。10節はコピー代、事務用品購入代等の消耗品費、児童手当現況届用の封筒等の印刷製本費で、11節は児童手当現況届通知書等の送付の郵便料金でございます。12節は税制改正やマイナンバーのレイアウト改修に対応するための児童手当システムの改修に要する費用でございます。13節につきましては児童手当システムのパソコンの借りに要する費用でございます。19節につきましては児童手当の支給に関する費用でございます。

子育て支援課については以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

では、町民生活分でございます。

町民生活分といたしまして、誕生祝い事業といたしまして記念色紙に要する経費11万7,000円を、第3子以降育児支援に要する経費といたしまして1,131万6,000円を計上させていただいております。10節につきましては、色紙の台紙及びメッセージカード印刷代、消耗品代でございます。19節は第3子以降の出生、小中学校入学の祝い金でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、ページ数、52ページでございます。

3目母子福祉費につきまして、主に母子・父子家庭医療費助成に要する費用でございます。

10節はコピー代、事務用品購入等の消耗品費、受給者証等の印刷製本費、11節につきましては、受給者証等の送付の郵便料金でございます。18節につきましては、大和町母子福祉会への補助金でございます。19節につきましては、母子・父子家庭への医療費助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営費と、私立保育園であります菜の花、すぎのこ、杜の丘、すみれの花の各保育園や、地域型保育事業への運営費委託料の支払いと幼児教育保育の無償化及び一時預かり、延長保育事業と新しく病後児保育事業に要する費用でございます。

1節はもみじヶ丘保育所の保育士、用務員に係るパートタイム会計年度任用職員及び嘱託医の小児科医及び歯科医師に対する報酬でございます。3節、4節につきましてはパートタイム会計年度任用職員の期末手当、社会保険料が含まれております。7節につきましては保育所入所選考会への選考委員への報奨金と、もみじヶ丘保育所への入所、退所の児童に対する記念品、運動会時の賞品等に要する経費でございます。8節は保育士の研修旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、もみじヶ丘保育所に係る消耗品費、灯油、プロパンガスの燃料費、来客用のお茶代、文集の印刷製本、電気料等の光熱水費、小破修繕費、給食の賄い材料と病後児保育施設に係る消耗品費、プロパンガス等の燃料費、電気、上下水道

の経費でございます。11節につきましては、もみじヶ丘保育所の電話料等の通信運搬費、コンビニ収納の手数料、エアコン等の清掃の手数料、建物火災保険及び病後児保育施設の電話料、建物火災保険等でございます。12節につきましては菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園、すみれの花保育園への運営委託料でございます。もみじヶ丘保育所に係る給食調理業務、保育支援システムの保守業務、システム更新業務、清掃、除草、消防設備点検、警備業務等に要する費用と、病後児保育施設に係る運営委託に要する経費でございます。

54ページをお願いいたします。

13節は保育業務システム、もみじヶ丘保育所のAED並びに印刷機械のリース料、遠足のバス借り上げ料、清掃用具借り上げ料でございます。14節につきましてはもみじヶ丘保育所の事務室エアコンの交換工事、野外にあります大型遊具の交換に要する経費でございます。17節につきましては、もみじヶ丘保育所の暖房機及び掃除機を購入するものでございます。18節につきましては、認定こども園、小規模保育園、事業所内保育園への運営費負担、さらには幼児教育、保育の無償化の給付負担金、日本保育園保険協議会、黒川地区防火管理者協議会等への各種協議会、研修会に係る負担金及び幼稚園等への幼児教育、保育の無償化に係る負担金でございます。補助金は認可外保育施設に対して運営経費の一部及び認可保育園に入所できず待機となった児童が認可保育施設を利用する場合利用料の一部を保護者に対して補助するものでございます。企業主導型保育施設を利用している他市世帯についても保育料の一部を補助するものでございます。また、一時預かり、延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助を行うものでございます。認定こども園の施設整備に係る工事費の一部を事業者へ補助金として行うものでございます。

次に、5目児童館費でございます。ページ数、55ページをお願いいたします。

児童館費につきましては、7児童館の管理運営に係る費用と、放課後児童対策としての放課後児童クラブの運営に要する経費でございます。1節は7款の児童館運営協議会委員とパートタイム会計年度任用職員への報酬でございます。2節から4節につきましては、一般職員の給料、手当、共済費のほかに、フルタイム会計年度任用職員の給料、手当、社会保険料が含まれております。7節につきましては各児童館行事での講師謝金でございます。8節は児童館運営協議会委員の費用弁償、職員の研修料金、及びパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は児童クラブ教材、コピー代等の消耗品費、児童館施設管理に要する燃料費、来客用お茶代、光熱水費、各児童館の小破修繕費でございます。

56ページをお願いします。

11節は電話料、切手等の通信運搬費及びピアノの調律等の手数料、施設の火災保険、施設賠償保険、失礼しました、施設賠償責任保険料でございます。12節につきましては、よしおか放課後児童クラブ、吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営を委託しておりまして、各児童館の消防施設、エアコンの点検、宮床児童館ほか2館の警備業務委託などに要する費用でございます。13節につきましては各児童館のAEDや印刷機のリース料、児童館職員の研修などの際の高速道路通行料及び駐車場利用料、宮床児童館の清掃用具の借り上げに要する費用でございます。17節につきましては吉田児童館において洗濯機の更新を行うもの、また鶴巣児童館においてカーテンの交換を行うものでございます。18節につきましては宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会、防火管理講習会への負担金、補助金につきましては放課後児童支援員処遇改善補助金及び各児童館、母親クラブへの補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、1目保健衛生総務費でございます。すみません、4款1項1目です。保健衛生総務費でございます。主なものといたしましては、母子保健、乳幼児各種検診、出産祝い品贈呈事業、特定不妊治療費助成事業、栄養改善、健康づくり推進、自死予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資及び繰り出し、合併処理浄化槽特別会計への繰り出し等に要する経費でございます。

57ページでございます。

1節でございますが、食育推進会議の委員11名、乳幼児健康診査及び育児相談、訪問指導等に係ります保健師、看護師、歯科衛生士、助産師、新たに開始となります心理相談事業での公認心理士などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。7節につきましては、保健推進委員75名、乳幼児健診及び歯科健診などの際の医師、新生児訪問の際の保健師及び助産師に対します謝礼、さらに健康たいわ21推進委員14名、健康づくり推進協議会委員15名、自死予防対策連絡協議会委員13名に対します会議の際の謝金等の報奨金でございます。賞賜金といたしましては健康づくり実践者表彰の記念品、献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の祝い品である絵本セット

などの購入に要します費用でございます。8節につきましては各種会議開催時の費用弁償及びパートタイム任用職員の通勤手当、保健師研修旅費などでございます。10節でございます。各種検診及び栄養教室等の事業に要します事務用品などの消耗品のほか、公用車の燃料代、会議開催時のお茶代、乳幼児健診及び各種検診時に使用します消毒液、マスク、診察用手袋の購入、母子健康手帳、年間の検診日程などの行事カレンダー、各種検診時に使用いたします受信票及び検診用紙等の印刷製本に要します費用でございます。続いて11節でございます。郵送料、通信運搬費、検診時に使用いたしますシートなどのクリーニング代、58ページになりますが、外国人支援のための通訳の筆耕翻訳料、公用車の保険料及び登録手数料に要します費用でございます。失礼しました、保険料です、登録費用は入っておりません、でございます。12節でございます。年末年始を含みます年間72日分の休日在宅当番医業務及び妊婦検診、産婦検診、各種乳幼児健診など健康づくり地区モデル事業並びに電子母子健康手帳アプリ運用保守などの業務委託に要します費用でございます。13節につきましては、健康管理システム機器の賃借料及びシステム使用料、食生活改善推進委員研修時のバス借り上げ料、対象者のケア会議など出席の際の有料道路通行料、駐車場使用料に要します費用でございます。17節につきましては新生児訪問などで使用いたします携帯電話、併せて発達検査の際に使用いたします知能検査器具を購入する費用でございます。18節の負担金につきましては公立黒川病院及び火葬場経費の本町分の負担金、地域医療対策委員会に対しますそれぞれの負担金でございます。補助金といたしましては保険推進委員会及び食生活改善推進委員会に対します運営助成でございます。19節につきましては里帰り出産におきます妊婦及び産婦40人を想定しております検診費用、特定不妊治療、想定40件分の助成費用でございます。23節でございます。水道事業会計の出資金でございます。27節につきましては水道事業会計及び個別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては感染症予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業、医療用ウィッグ、乳房補正の費用助成に要します費用でございます。

59ページになります。

1節でございます。検診準備に係ります事務補助員、各種検診及び健康相談時におきます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などの会計年度任用職員の報酬でございます。7節でございます。予防接種健康被害調査会、調査委員会委員6人に対します会議の出席の謝礼、地区健康教室、健康づくりモデル事業時の研修開催時の講師謝礼

等でございます。8節につきましては会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節でございます。各種検診の際に必要な事務用品等のほか検診会場の暖房用燃料、各種検診の申込書、通知書の印刷、予防接種時の通知及び予防接種券の印刷代、感染症予防対策、感染症対策用のマスク、アイシールド、手指消毒液などの購入に要します費用でございます。11節につきましては予防接種、各種がん検診などの通知の郵送料及びクリーニング代や保険料などの手数料でございます。12節でございます。予防接種法に基づきます個別予防接種及び感染症法に基づきます結核検診、成人歯周病検診を含みます健康増進法に基づきます一般的な基本健診と各種がん検診の業務委託及び健康管理システム改修に要します費用でございます。13節でございます。予防接種従事者及びがん検診等の研修会、説明会の際の駐車場使用料でございます。19節でございます。里帰り出産の定期予防接種、医療用ウィッグ、乳房補正具購入及び子供インフルエンザ予防接種助成に要します費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

3目環境衛生費につきまして、町民生活課分をご説明いたします。

環境美化推進、環境衛生活動事業、不法投棄パトロール及び撤去作業、臨時粗大ごみ引取り、大気汚染や水質検査の実施、飼い犬の登録管理業務等の事業費になります。

60ページをお願いいたします。

7節は花壇耕起、管理人夫賃、それから環境美化推進委員63名の謝金になります。

8節は職員等の研修会時の旅費になります。10節は防疫の薬剤費、花いっぱい運動の花や肥料代、狂犬病予防注射済み証作成、公用車燃料費、ごみ啓発チラシ印刷代、犬シール作成代、防疫機械の修繕料や事務用品代等になります。11節は空地除草の際の通信費や放浪犬等一時預かり手数料、公用車の保険代やクリーンヤード、コンテナ保管庫の火災保険料等になります。12節は不法投棄防止対策事業としてのパトロール及び撤去作業委託、臨時粗大ごみ引取り日のごみ運搬業務委託、春秋町内一斉掃除時のごみ運搬業務、不法投棄ごみ処理業務、町道周辺清掃業務、エコファクトリー周辺対策としての水質検査、ダイオキシン検査、アスベスト検査等エコファクトリー河川水質検査業務委託料になります。また、米軍実弾射撃訓練時の振動、低周波測定も含ま

れております。環境自動車騒音測定、狂犬病予防集合注射等の業務委託料でございます。13節は狂犬病予防集合注射時の会場借り上げ料でございます。17節は防疫薬剤散布機械の購入代でございます。18節は町環境衛生連合会並びに黒川食品衛生協会大和支部への補助金及びみやぎグリーン購入ネットワークの年会費でございます。

2項1目……。すみません。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

恐れ入ります、59ページにお戻り願います。

3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分を説明させていただきます。

環境計画推進費79万4,000円のうち、まちづくり政策課所管分は環境審議会に係る経費23万3,000円でございます。

初めに、1節16万6,000円及び、60ページをお願いします、8節のうち費用弁償4万1,000円につきましては、環境審議会委員9人に係ります報酬及び費用弁償でございます。年、会議を3回見込んでおります。そして10節需用費につきましては2万6,000円が事務消耗品のほか会議の際のお茶代でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

失礼いたしました。続きまして2項1目廃棄物処理費につきましては一般廃棄物処理費としてクリーンステーション整備費助成事業や資源回収奨励金の交付事業、一般廃棄物収集運搬業務等に係る経費と宮床山田最終処分場跡地の維持管理費になります。

1節は廃棄物減量等推進審査会の委員報酬でございます。7節はストックヤードの草刈りや環境整備作業に係る報奨金、資源回収団体に対する1キログラム当たり4円の奨励金になります。8節は審議会委員の費用弁償になります。

61ページをお願いいたします。

10節はクリーンステーションの立て看板、ポール、改修コンテナ代、会議時のお茶

代、一般家庭用ごみ収集計画表、廃棄物処理券などの印刷代、杜の丘2か所のクリーンステーションの修繕料などになります。11節につきましてはストックヤードコンテナ保管庫の火災保険料等になります。12節につきましては一般廃棄物収集運搬委託料、動物死骸回収処理委託料、宮床山田処分場跡地の除草委託等でございます。18節につきましては、負担金は黒川地域行政事務組合の負担金であり、その内訳としましてはし尿処理経費分が2,245万5,000円、ごみ処理経費分が2億6,533万3,000円、最終処分場経費分が3,473万7,000円でございます。補助金はクリーンステーション整備の補助金でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。農業委員会の運営及び農業者年金委託事業に関する予算でございます。

1節は農業委員10名及び農地利用最適化推進委員14名の報酬、報奨でございます。2節、3節、4節はフルタイム会計年度任用職員の費用として農業者年金台帳整備のための費用でございます。8節につきましては農業委員等の総会出席及び案件事案に係ります費用弁償、先進地視察研修及び職員の旅費でございます。9節につきましては農業委員会会長交際費でございます。10節につきましては消耗品費として総会議案及び資料代等のコピー費でございます。

62ページをお願いいたします。

燃料費は公用車のガソリン代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農地の各種申請用紙の印刷代、農業委員会だより、封筒等の印刷代でございます。11節は郵便料金でございます。12節は農地台帳システムの保守業務委託料でございます。13節は車借り上げ料といたしまして、農業委員等の研修に係りますバス借り上げ料、有料道路通行料は高速道路等を利用した場合に対応するものでございます。18節は一般社団法人宮城県農業会議ほか3団体への負担金でございます。補助金につきましては大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

次に、2目農業総務費でございますが、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、最初に農林振興課所管分についてご説明を申し上げます。

農業総務費は主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要する経費でございます。7節の賞賜金につきましては農協祭りの際の農林産品の品評会の副賞に要するものでございます。10節は、消耗品費は一般事務用品であり、18万1,000円の計上でございます。

62ページをお願いいたします。

燃料費は公用車とふれあい農園管理機の燃料代で9万円の計上でございます。光熱水費はふれあい農園の水道代、電気代であり23万円の計上でございます。修繕料は公用車の車検、整備及びふれあい農園の管理機の修繕費で21万円の計上でございます。11節の自動車損害保険料は保険料6万3,000円は公用車1台分の自賠責保険及び自動車共済分担金でございます。保険料は4万4,000円でございます。ふれあい農園管理棟の建物共済保険に要するものでございます。12節業務委託はふれあい農園の管理委託料であり40万7,000円の計上でございます。施設備品管理委託はふれあい農園の浄化槽管理清掃委託であり14万円の計上でございます。18節は負担金はみやぎ農業振興公社及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。26節公課費は公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、2目農業総務費のうち財政課所管分につきましてご説明申し上げます。この中では基幹集落センター等、管理費には3施設ございまして、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンターがございまして、また、町民研修センターの4施設の維持管理に要します経費を計上いたしてございます。10節につきましては各施設の管理用消耗品費15万2,000円、暖房用灯油、ガス代の燃料費46万8,000円、使用申請書等の印刷製本費、こちら全11万1,000円でございます。電気料、水道料の光熱水費264万円、施設の各種修繕料90万円の計上であります。11節につきましては電話料の通信運搬費6万3,000円及び施設の火災保険料20万円でございます。12節につきましては町民研修センターの窓口、清掃、巡視の業務、落合ふるさとセンターの管理業務、宮床基幹集落センター清掃業務及び各施設の防火管理施設等の保守点検業務の委託料でございます。13節につきましてはAED借り上げ料、各施設のテレビ受信料及び清掃用具借り上げ料でございます。14節につきましては町民研修セン

ター2階和室のエアコン交換工事の費用を計上いたしております。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、3目の農業振興費でございます。主に農業の振興、農業振興地域の線引きの見直し等事務、農業改善支援活動、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業及び有害鳥獣対策に要する経費でございます。

1節は農業振興地域整備促進協議会委員18名及び鳥獣被害対策実施隊51名分の報酬でございます。3節は休日等に有害鳥獣対応を行う場合の職員の時間外手当でございます。7節は農業経営改善相談支援チーム委員になっております宮城県農業士1名分の報奨金でございます。8節は農業振興地域整備促進協議会委員の費用弁償でございます。

64ページをお願いいたします。

普通旅費は職員の、特別旅費は認定農業者先進地視察研修旅費でございます。10節は消耗品費につきましてはコピー代、事務用品代、有害鳥獣捕獲用のくくりわなに要します経費で、特にイノシシ用のくくりわなは前年同様に300基を予定するものでございます。燃料費につきましては公用車の燃料代、食糧費につきましては会議の際のお茶代、印刷製本費につきましては封筒等の印刷代に要するもの、修繕料は公用車車検整備に要するものでございます。11節は通信運搬費、11節の通信運搬費は有害鳥獣対策用の携帯電話の通話料、手数料はイノシシくくりわなに子熊等が錯誤捕獲した場合に放獣するための麻醉銃のための経費、自動車損害保険料は公用車の自賠責保険及び自動車共済分担金でございます。17節機械器具費はイノシシ捕獲用箱わな10基等に要する経費でございます。18節負担金は宮城県青果物価格安定相互補償協会のほか5団体への負担金で、特にイノシシ等の鳥獣駆除経費につきましては町有害鳥獣被害対策協議会を通しまして実施隊に4半期ごとに活動費を支給しているという状況でございます。補助金は農業用廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、農業経営基盤強化資金利子補給、野ネズミ駆除に係る農地等環境保全対策事業への助成、たいわ産業まつり実行委員会への助成、水稻いもち病やカメムシ防除に係る黒川

地域農作物病虫害防除推進協議会への助成ということで増額を行っております。農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業に対しての助成、産地育成対策事業といたしまして曲がりネギ生産に係ります管理機を導入する際の助成、ブルーベリー生産拡大への助成、加工業務用野菜生産対策への助成、令和元年台風19号農業被害対策資金利子補給でございます。

65ページをお願いいたします。

コロナ対策資金、対策農畜産支援利子補給、町内35組織で取り組みます多面的機能支払交付金事業への助成、農地集積集約化対策事業といたしまして、経営転換耕作者及び地域協力者に対する補助金の交付、中山間地域振興事業といたしまして吉田みどりの少年団活動とあさひな農協での特産品普及推進事業への助成、中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取北地区の一部地域が取り組みます農業用施設等の維持保全事業に係る中山間地域等直接支払交付金事業への助成、有害鳥獣対策事業といたしまして狩猟免許等取得の際の新規取得及び更新に係る経費への助成、有害鳥獣防止施設補助事業は農家が農作物被害を軽減するため設置する電気柵や侵入防止柵に対する費用の2分の1を20万円として、20万円を限度として2分の1を助成するものでございます。26節公課費は公用車車検に伴う重量税でございます。

次に、4目畜産費でございます。地区産業の振興に係るものでございます。

18節負担金は宮城県・町畜産振興協議会への負担金でございます。補助金は管内肥育素牛販売促進対策事業といたしまして、町内で生産されました子牛をJA新みやぎあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成を行うものでございます。また、繁殖牛子牛事故共済事業といたしまして、流産や死産等に対する共済、共助金として助成金を交付するものでございます。24節積立金は肉用牛貸付事業運営基金への利子補給でございます。

次に、5目農地費でございます。農地整備事業といたしまして、農地整備事業と県営土地改良推進事業及び農業集落排水等に要する経費でございます。

2節、3節、4節はフルタイム会計年度任用職員の費用で、農地整備を推進するため専任職員を配置するものでございます。7節はもみじヶ丘ため池除草作業に要するものでございます。

66ページをお願いいたします。

8節は技術研修会及び現地等検討協議会に係る職員の旅費でございます。10節は消耗品費、土地改良設計基準書、アユ、サケ等の稚魚放流稚魚代、事務用品費及びコピー代でございます。食糧費は吉田地区農地整備事業の際の説明会のお茶代、印刷製本

費は農業農村整備事業管理計画に係る図書印刷代、修繕料は農業用施設の小破修繕に要するものでございます。11節は農業用ため池水路頭首工など247か所の農業用施設の責任賠償保険料でございます。12節は杜の丘ため池、農業調整池でございますけれども、農業用ため池となっておりますので管理業務委託料、東北縦貫自動車道に係る鶴巢北目地区、落合蒜袋地区の耕作道、歩道橋の5年に1度の点検業務、鶴巢北目地区の東北自動車道沿線農道側溝等の土砂撤去業務及び吉田金取北地区の県営農地整備事業採択に向けての地形図作成に要するものでございます。13節は有料道路通行料及び駐車場使用料は職員の出張による業務打ち合わせの際にかかるもの、著作権使用料は労務資材単価表の著作権使用料でございます。15節は町内農道維持補修碎石等の費用でございます。18節負担金は宮城県土地改良事業団体連合会、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合、嘉太神ダムでございますけれども、負担金、牛野ダム管理組合及び八志田堰用水路改修事業への負担金でございます。補助金につきましては町内4か所の排水機関場を洪水調整事業として光熱水費に係る大和町土地改良区への助成、農業環境整備事業として町内の農家などが農地及び農業用施設の整備、維持補修を行う工事に対して助成を行うものでございます。27節は農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目水田農業対策事業でございます。水田農業推進に要する費用であり、経営所得安定対策の推進、転作の助成及び人・農地プランに要する経費でございます。

3節は夜間等の農業集落に対する説明会の職員の時間外でございます。7節は人・農地プラン検討委員7名の報奨金及び転作等の現地確認の際の立会人の報奨金でございます。8節は水田農業視察研修に係る参加者及び職員の旅費でございます。10節の消耗品費は印刷用トナー代、事務用品等に要する経費、食糧費は集落代表者説明会の際のお茶代でございます。11節の通信運搬費は集落代表者説明会の案内発送の切手代でございます。

67ページをお願いいたします。

12節は水田台帳システム保守業務に要するものでございます。13節の機械借上料は水田台帳地図情報システムの借り上げ料、車借上料は転作の現地確認の際の車借り上げ料及び水田農業視察研修の際のバス借り上げ料、有料道路通行料は視察研修の際の高速道路の料金でございます。18節の補助金は水田農業構造改革対策事業の推進といたしまして、大和町地域水田農業推進協議会への助成、水田農業ビジョンを推進するため農家集落代表50集落への話し合い経費の助成、水田営農条件整備事業として転作用農業機械を行う7団体への助成でございます。また、環境保全型農業直接支払交付

事業につきましては、JAあさひな水稻部会で取り組んでおります環境保全米の取組に対して助成を行うもので、180町歩の、180ヘクタールの取組を計画しております。

次に、5款2項1目の林業振興費でございます。林業の振興、森林の整備、森林病虫害の防除等に要する経費でございます。

7節の報奨金は林道の除草及び伐倒の、倒木の除去に要する作業に要する経費でございます。10節の消耗品費は原木シイタケPR用品に係るもの、食糧費は大和町緑化推進委員会の際のお茶代、修繕料は林道の小破修繕に係るものでございます。12節の業務委託料は森林管理巡視業務及び林道大平桑沼線のほか除草業務、民地台帳システム保守管理業務、林道高倉線除雪業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の千本桜維持管理業務及び森林病虫害防除業務、新規事業といたしまして、令和元年度に実施いたしました林道橋、林道の橋でございます、橋の長寿命化計画策定に基づき国の補助事業を活用して林道湯名沢線の3橋と林道檀ノ下線の1橋、計4橋の耐震化工事を行うための設計業務、森林管理制度に基づく民有林ゴウ調査に要する経費でございます。14節につきましては、森林環境譲与税を活用しまして町内林道等の舗装、側溝整備、横断水路等の整備を行うものでございます。15節は林道等維持管理用碎石等に要する経費でございます。18節の負担金は県林業振興協会ほか6団体への負担金でございます。

68ページをお願いいたします。

森林山村多面的機能発揮対策事業は、町内森林活動団体が国の補助事業を活用して森林整備を実施するための町負担金でございます。県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業につきましては令和3年度に工事に着手いたしますが、町の負担分の1割分を計上するものでございます。補助金は林業地域振興事業費といたしまして大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成、民有林育成対策事業は吉田愛林公益会等が実施する民有林の整備を黒川森林組合が取りまとめて、国、県に補助申請を行うものに対しまして町も併せて1割の上乗せ助成を行うものでございます。24節は森林環境譲与税基金へ基金利子分を計上するものでございます。

次に、5款3項1目水産業振興費でございます。宮城県が開発した三倍体イワナである伊達いわなの普及振興を図るための費用でございます。10節の消耗品費はイベント参加者向けの啓発用品及び試食材料等に要する経費でございます。また、町内伊達いわな取扱い飲食店に対して食材費支援に要する経費でございます。12節は庁舎及び物産協会に展示しております水槽管理業務に要するものでございます。19節の負担金

につきましては、昨年度石巻市周辺で予定しておりました第40回豊かな海づくり大会が延期となり、本年、令和3年10月2日土曜日、日曜日の開催予定となっておりますことから改めて負担金を計上するものでございます。補助金につきましては、伊達いわな生産者に対して町内に出荷した場合に助成を行うもので、町内流通量を増加させ、町内の飲食店での取扱いを増加させ、町外からの集客も期待できるもので、伊達いわなの発祥の地から伊達いわなの町を目指すために集荷業者に対して助成を行うものでございます。大変申し訳ございません、ただいまの負担金のところ、19節と説明いたしましたけれども、これは18節の負担金の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長。浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

続きまして、6款1項商工費でございます。1、商工総務費は職員人件費に係るものでございます。

69ページをお願いいたします。

次に、2目商工振興費でございます。商業及び工業の振興、企業誘致の活動に係る経費でございます。

7節は企業等連絡懇話会の際の講師謝礼でございます。8節は企業訪問に係る職員の旅費及び東京、名古屋で開催されます宮城県企業立地セミナーへの参加旅費でございます。10節消耗品費はコピー代や事務用品のほか企業訪問の際の手土産代、レンタルサイクル用ヘルメット代などがございます。食糧費は企業等連絡懇話会に係るものでございます。11節手数料は企業立地セミナー等に着用するはんてんのクリーニング代でございます。12節は仙台北部中核工業団地内ののり面及び中央公園内歩道等の除草業務に要するものでございます。13節は企業訪問の際の自動車道通行料でございます。14節は大和インター出入口企業案内看板の修繕に要するものでございます。18節の負担金は町中小企業振興資金信用保証料、県企業立地セミナー実行委員会の負担金でございます。補助金につきましてははくろかわ商工会への経営改善普及事業、地域総合振興事業等への助成、割増商品券発行事業への助成、商店会担い手育成支援事業としまして、大和まるごと市、テイクアウト祭りへの助成、町中小企業振興資金に対する利

子補給、店舗取得・改修推進事業への助成、町小規模事業者経営改善資金融資に対する利子補給、企業立地奨励金につきましては大和リサーチパークに立地しました3企業に対して交付いたすものでございます。20節は町中小企業振興資金の預託金でございます。21節は町中小企業振興資金損失補償料でございます。

70ページをお願いいたします。

次に、3目観光費でございます。観光の振興、観光施設の維持管理、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会への助成や各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

7節は船形山登山道、自然遊歩道の倒木伐採等作業及び升沢避難小屋、七ツ森遊歩道等の管理に係る報奨金でございます。8節は静岡県島田市で行われる島田髷まつりに参加する職員及び島田飴伝承会員分の旅費でございます。10節消耗品費はイベントPR用のほか、旗坂野営場の清掃用具代でございます。燃料費は公用車の燃料代、印刷製本費は観光ガイドブック、七ツ森登山散策マップ等の印刷代、光熱水費は旗坂野営場公衆トイレの電気料、修繕料は施設等の小破修繕、旗坂野営場内標識看板枠洗浄、塗装、修繕、信楽寺跡七ツ森自然遊歩道入口案内看板修繕等に係るものでございます。11節手数料は旗坂野営場の水質検査手数料及びイベントで着用しておりますはんでん等のクリーニング代、火災保険料は七ツ森陶芸体験館ほか観光施設10施設に係るもの、自動車損害保険料は公用車の任意共済保険料、保険料は尾花沢花笠踊り等祭り参加者の保険料及びレンタサイクル賠償責任保険料でございます。12節の業務委託料は七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に係る指定管理料のほか、ダム周辺等の13施設及び南川ダム資料館の管理業務、自然遊歩道等の除草業務、観光PRバスツアー広告掲載運行業務、七ツ森陶芸体験館長寿命化計画策定業務などに係るもの、施設備品管理委託は旗坂野営場の浄化槽、給水用を含めた施設の維持管理に係るものでございます。13節の会場借上料は船形山入山届冬期専用ポスト設置小屋及び吉岡地区本陣案内所に係るもの、車借上料は尾花沢市花笠踊り等への交流参加者送迎用のバス借り上げ料、有料道路通行料は花巻市石鳥谷まつりに参加の際の高速道路通行料でございます。14節は七ツ森ふれあいの里トイレ改修、南川湖畔生産物直売排煙オペレーター装置交換、観光案内標識修繕に係るものでございます。15節は観光施設の未舗装駐車場等の修繕用、失礼しました、補修用碎石代でございます。17節庁用器具費は七ツ森湖畔周辺で利用できるレンタサイクル用の自転車10台及び自転車保管用ラック代でございます。18節負担金は県立自然船形、失礼しました、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか4団体への負担金。

71ページをお願いいたします。

同じく負担金でございますが、防火管理者資格取得講習会への受講料でございます。補助金につきましては町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会、島田飴まつりり伝承会、南川湖畔花まつり実行委員会及びまほろばまつり実行委員会への助成でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後 3 時10分とします。

午後 2 時 5 8 分 休 憩

午後 3 時 0 9 分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課課長江本篤夫君。

都市建設課課長 （江本篤夫君）

続きまして、71ページ、7 款土木費でございます。

1 項 1 目土木総務費につきましては土木管理費としまして、道路台帳の作成及び修正業務等のほか各種協議会の負担金、用地対策事務としまして国土調査の誤訂正等に要します費用でございます。

1 節につきましては、窓口業務補助員としてのパートタイム会計年度任用職員 1 名のほか、空き家対策の推進に関する特別措置法によります空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため特別措置法の規定いたします空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関します協議を行うための協議会を今年度より組織いたすもので、その協議会委員 9 名の報酬に要します費用でございます。3 節及び 4 節につきましてはパートタイム会計年度任用職員の手当及び社会保険料に要します費用でございます。8 節につきましては空家等対策協議会委員の報酬、費用弁償及びパートタイム会計年度任用職員の交通費に要します費用でございます。8 節のうち消耗品に、失礼しました、10 節のうち消耗品費につきましては、法令の随録、参考図書購入のほか、収入印紙等

の購入、食糧費につきましては用地補償協議会及び空家等対策協議会の際のお茶代に要する費用でございます。11節につきましては携帯電話4台分の通信料及び使用料でございます。12節につきましては町道吉岡宮床線高田中央橋架設工事の完成に伴います台帳修正ほか、5路線2.18キロメートルの台帳作成及び修正業務のほか、国土調査の誤訂正等に伴います測量業務に要します費用でございます。

72ページをお願いいたします。

13節につきましては、都市建設課用務の際の会場借上料、会議先進地視察時の有料道路通行料、駐車場使用料のほか建設物価調査会等の著作権使用料、積算システム及び図面コピー機の借り上げに要します費用でございます。18節につきましては宮城県道路協会ほか10団体への各負担金に要します費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。道路側溝舗装の修繕、街路樹の選定や除草、道路維持作業車の管理等、町道の維持管理及び街路灯、バスターミナルの管理並びに除雪等に係ります費用でございます。

7節につきましては、山間部等の町道除草の地区委託分及び路肩補修等に要します費用でございます。10節のうち消耗品費につきましては土のう袋や除草剤等、道路維持作業資材のほか、3.5トンダンプ道路パトロール車等公用車両の消耗品等に要します費用でございます。

73ページをお願いいたします。

燃料費は道路維持車両のガソリン代等に、光熱水費は街路灯、バスターミナル等に係る電気料及び上下水道料に要する費用に、修繕料は公用車両の車検、修理費及び街路灯の修繕のほか、道路及びバスターミナル等の小破修繕等に要します費用でございます。11節のうち手数料につきましては道路維持作業の際に発生いたしました残材の処分料及び3.5トンダンプパトロール車2台の車検時の印紙代に、火災保険料はバスターミナルの待合所等の火災保険料に、自動車損害保険料は都市建設課所管車両等の自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料に要します費用でございます。12節につきましては、町道維持管理業務、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務に要します費用のほか、吉岡及びもみじヶ丘地区内の街路樹の値上がりに伴います樹木の伐採業務、堆積土砂の撤去作業、バスターミナルの待合所の清掃、警備、1か月分の除草費用相当に要します費用でございます。失礼しました、除草ではなく除雪費用に相当する費用を要するものでございます。13節につきましては、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地の借り上げ料でございます。14節につきましては、舗装修繕工事といたしまして町道天皇寺高田線、町道吉岡東13号線、町道舞野2丁目6号線の3路線を、側溝修繕

工事といたしまして町道宮床小学校線、町道長丁線、町道大崎北目線、町道大柵長倉線の4路線を、道路修繕工事といたしまして町道山田二ノ関線のほか小破道路補修に要します費用でございます。15節につきましては、砕石、山砂、アスファルト合材等の道路維持補修用の資材、道路附属物の資材購入に要します費用でございます。26節につきましては都市建設課所管の車両3.5トンダンプ1台、パトロール車2台の自動車重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。単独事業、国土交通省補助事業、防衛相補助事業によります改良事業等に係るものでございます。

10節につきましては、コピー代及び積算資料図書の購入代、そのほか一般事務用品等に要します費用でございます。11節につきましては、国道交通省補助事業で実施いたします町道舞野下草線局部改良事業の用地取得に係ります不動産鑑定に要します費用でございます。12節のうち国土交通省補助事業では町道舞野下草線局部改良事業に伴います分筆登記、物件補償調査、用地測量業務のほか、杉ヶ崎橋ほか5橋の橋梁定期点検及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務、令和2年度より継続事業となっております悟溪寺橋修繕工事に係ります積算施工管理業務を、防衛相補助事業では町道雷神線、町道吉岡東1号線、町道道下柴咲線の舗装工事に係ります道路詳細設計業務を、単独事業では町道保福寺支線整備に係ります路線測量及び道路詳細設計業務に要します費用でございます。14節につきましては国土交通省補助事業としまして、町道小鶴沢線舗装改良工事及び町道悟溪寺報恩寺線にかかります悟溪寺橋補修工事の継続、防衛相事業としましては天皇寺地区ほか排水路整備工事の継続と町道真山線の道路改良工事、単独事業では仮称下草橋架設事業に関連いたします軟弱地盤対策工事に要します費用でございます。16節につきましては国土交通省補助事業の町道舞野下草線局部改良工事に伴います土地購入に要します費用でございます。

74ページをお願いいたします。

18節につきましては、宮城県が実施しております吉田川床上浸水対策特別緊急事業による河川改修により支障となります既設橋梁、下原橋撤去工事に伴います工事負担金のほか、仮称下草橋架設事業につきまして、河川管理者である国土交通省に建設工事を委託いたします事業負担金に要します費用でございます。

続きまして、3目橋梁維持費でございます。10節につきましては橋梁の小破修繕に要します費用でございます。14節につきましては、町道台ヶ森線にかかります若畑橋の橋面舗装修繕工事に要します費用でございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費でございます。14節につきましては区画

線設置工事といたしまして、町道且ノ原線ほか1路線、歩行者用路面区画表示といたしまして、町道中町下町線の継続のほか、天皇寺高田線舗装修繕工事と併せまして実施をいたすもの、防護柵設置工事といたしましては町道蒜袋相川線と隣接します一級河川善川の改修工事等の影響によりまして路肩と落差が生じます区間への設置のほか、町道前河原熊谷線交差点部分4か所への設置に要します費用でございます。15節につきましてはカーブミラー等の道路安全用品購入に要します費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。

7節につきましては、準用河川の支障物除去作業等に要します費用でございます。10節のうち消耗品費につきましては、油漏れ等に対応します吸着マット及び事務用品購入に、光熱水費は一級河川西川、樵橋上流の左岸にございます樵樋管及び右岸にございます西川樋管に係ります電気料でございます。12節につきましては現在完了しております11河川の現況調査としまして、準用河川明ヶ沢川及び湯名沢川の河川現況調査測量、延長約5キロメートルと準用河川窪川下流部右岸の護岸整備に伴います土地境界面測定測量に要します費用のほか、樵及び西川の両樋管の鶴巢大崎地区及び鳥屋地区への操作管理に要する費用でございます。14節につきましては準用河川山田川上流部の堆積土砂撤去工事及び準用河川窪川右岸の護岸整備工事に要します費用でございます。16節につきましては、準用河川窪川下流右岸の護岸整備工事に伴います土地購入に要します費用をお願いするものでございます。18節につきましては、県管理の一級河川及び準用河川の7河川17地区で除草作業を実施いたしております大和町河川愛護会への助成に要する費用でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。都市計画の事務及び都市計画審議会の開催、協議会への負担金に要します費用でございます。

75ページをお願いいたします。

1節及び8節につきましては、都市計画審議会会長ほか8名、年3回の開催に要します費用でございます。10節のうち消耗品費につきましては、図書並びに印刷用ロール紙の購入費用に、食糧費は都市計画審議会におけるお茶代に要します費用、修繕料は都市計画図書等印刷プリンターに要します費用でございます。12節につきましては、都市計画マスタープラン策定業務のほか、都市計画区域調査業務等に要します費用でございます。18節につきましては、全国街路事業促進協議会への負担金でございます。24節につきましては都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、2目下水道費の27節につきましては下水道事業特別会計の繰出金でございます。

続きまして、3目公園費でございます。都市公園29か所、都市緑地8か所及びその他の公園、緑道等135か所の維持管理に要します費用でございます。

10節につきましては公園管理用資材、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託の公園等の小破修繕等に要します費用でございます。11節につきましては公園のトイレ、あずまや等の火災保険料及び公園、緑地等の損害保険料のほか、吉岡東公園ほか4公園の水道開栓手数料に要します費用でございます。12節につきましては、株式会社大和町地域振興公社への都市公園指定管理委託及び緑地等の維持管理業務、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元への維持管理委託費用、公園遊具の点検、公園緑地等の支障木伐採業務等に要します費用でございます。14節につきましては城内大堤公園内にごさいます展望台等の塗装塗り替え工事に要します費用でございます。

76ページをお願いいたします。

続きまして、4目土地区画整理費でございます。

10節のうち消耗品費につきましてはコピー代及び参考図書の購入、その他一般事務用品等の購入費用に、食糧費は世話人会等におけるお茶代に要します費用でございます。11節につきましては、世話人会及び地権者への報告連絡用切手代に要します費用でございます。12節につきましては、吉岡西部地区市街化区域編入図書等作成業務に要します費用でございます。

続きまして、5目街路事業費でございます。11節につきましては本町の交通ネットワークの強化、さらには一般県道大衡仙台線、都市計画道路としましては北四番町大衡線の宮床工区完成に伴います現道未整備区間の延伸整備の促進と相乗効果等を目的としました本町の都市計画道路吉田落合線の4車線化の整備事業を実施いたしますための用地取得に係ります不動産鑑定に要します費用でございます。12節につきましては都市計画道路吉田落合線の用地測量及び分筆登記に係ります地積測量図作成等業務に要します費用でございます。14節につきましては都市計画道路吉田落合線の4車線化工事に要します費用でございます。16節につきましては都市計画道路吉田落合線の土地購入に要します費用でございます。18節につきましては令和2年度まで宮城県で実施しておりました一般県道大衡仙台線宮床工区の完成に伴いまして、同路線以北の現道未整備区間につきましては本町で計画しております吉岡西部土地区画整理事業や都市計画道路吉田落合線の整備等によりまして、宮城県では令和3年度より一般県道大衡仙台線に替わり都市計画道路北四番丁大衡線を都市計画街路事業として事業に着手いただくこととなったものでございます。令和3年度につきましては、路線測量、詳細設計、地質調査等の費用の一部に係ります負担金に要します費用をお願いするも

のでございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。町営住宅につきましては木造住宅23棟22戸、中層アパート7棟140戸合わせまして31棟165戸のほか、子育て支援住宅としまして吉田地区3棟3戸、鶴巣地区4棟8戸、落合地区2棟16戸の維持管理に要します費用でございます。7節につきましては住宅敷地内の側溝等清掃に要します費用でございます。10節のうち消耗品費につきましては、法令の追録代、図書その他事務用品の購入に要します費用でございます。光熱水費は鶴巣子育て支援住宅敷地内にございます公園の水道料金のほか、落合子育て支援住宅敷地内にございます駐輪場等の照明灯電気料金に要します費用でございます。

77ページをお願いいたします。

修繕料につきましては、各住宅の排水管、電気設備、明渡し時等の修繕に要します費用でございます。11節につきましては収入申告等の返信用切手代、住宅の火災保険料、受水槽の水質検査手数料及び明渡し時のクリーニング代に要します費用でございます。12節につきましては住宅敷地内の除草等管理業務、中層アパート7棟の給水施設保守点検、消防設備保守点検、子育て支援住宅敷地内の除雪業務のほか、国土交通省事業としまして西原第一住宅1号棟給排水設備等更新設計業務に要します費用でございます。13節につきましては宮床下小路住宅の借地料及び吉田、鶴巣子育て支援住宅の共同受信施設使用料に要します費用でございます。14節につきましては、単独事業としまして蔵下住宅一号棟屋上排水用縦とい改修工事のほか、国土交通省事業としまして蔵下住宅二号棟外壁等改修工事に要します費用でございます。15節につきましては子育て支援住宅3地区の区画道路等への融雪剤購入に要します費用でございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。子育て支援住宅の整備に要します費用でございます。宮床地区につきましては平屋住宅4棟の建築工事、吉田地区につきましては平屋住宅2棟の建築工事等に要します費用でございます。10節につきましては、コピー用紙代及びコピー料金等のほか、一般事務用品等に要します費用でございます。11節につきましては子育て支援住宅の募集広告料のほか、宮床、吉田地区への建築に伴います各種申請手数料に要します費用でございます。12節につきましては、吉田地区に建築いたします住宅の建築実施設計業務のほか、宮床、吉田地区への住宅建築工事に伴います施工管理業務に要します費用でございます。14節につきましては、宮床地区の平屋建て住宅4棟、吉田地区の平屋建て住宅2棟の建築工事に要します費用でございます。16節につきましては、宮床、吉田地区の水道課入金、吉田地区のテレビ共同受信加入金に要します費用でございます。18節につきましては

宮床地区の住宅建築に伴います農業集落排水分担金に要します費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

次に、8款1項1目常備消防費について説明させていただきます。18節につきましては黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

次に、2目非常備消防費は消防団員565名の報酬と、出勤手当や団員の装備品の購入代のほか、宮城県消防操法大会出場に係る各種訓練経費等を計上したものでございます。

1節は消防団員565名に対する報酬。

続きまして、78ページをお願いします。

7節は団員表彰の際の記念バッジ代、8節は団員の出勤手当や消防団火気演習、県消防操法大会出場選手の訓練手当、消防学校研修に係る旅費、費用弁償等でございます。10節は新入団員への安全靴及びヘルメット、宮城県消防操法大会出場に係る訓練や火気演習時の飲料水、資機材等の購入に要する経費でございます。13節は火災出動の際の車借り上げ料などでございます。17節は消防団員用活動服の購入費、18節は区市町村非常勤消防団員補償報奨組合等への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費は防火水槽や消火栓など消防施設、小型動力ポンプつき軽積載車の維持管理に要する経費、蒜袋消防ポンプ庫の移設に係る経費を計上しております。

10節はポンプ自動車、軽積載車、小型動力ポンプ等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利標識、消防用ホース購入等に要する経費、小型動力ポンプ軽積載車の修繕等に要する経費でございます。11節はポンプ自動車、軽積載車等の保険料、12節は蒜袋消防ポンプ庫の移設に係る設計費用、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料でございます。13節は消防自動車車庫の土地借り上げ料、14節は防火水槽の修繕工事、蒜袋ポンプ庫の移設工事費でございます。16節は蒜袋ポンプ庫の土地購入費、18節は消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料、電波利用料でございます。26節は自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費は水防活動に要する経費を計上いたしております。

7節は水防協議会13名に対する謝礼報奨金でございます。8節は水防活動出勤に対する費用弁償、10節は水防倉庫の備蓄資機材購入代、水防活動時の食事代、水防倉庫の電気料などがございます。11節は災害有線電話料でございます。15節は水防倉庫に備蓄する土のう用の洗い砂購入に要する経費でございます。

次に、5目災害対策費は地域防災訓練に要する経費、地域防災計画の改定に要する経費、自主防災組織への支援及び木造住宅耐震診断士派遣事業や、家具転倒防止事業等に要する経費を計上いたしております。

1節は防災会議の委員15名に対する報酬でございます。7節は自主防災組織に関する研修会の講師謝礼等、8節は防災会議の委員に対する費用弁償でございます。10節は非常用食料の購入代、自主防災組織研修時の飲料代、地域防災訓練の炊き出し訓練用資材等の購入代、コロナウイルス感染対策用消耗品などがございます。11節は衛星携帯電話料、震度計情報等回線使用料、避難所用W i F i 利用料などがございます。

80ページをお願いいたします。

12節は防災ハザードマップ運用保守や地域防災計画改定業務、木造耐震診断士派遣委託料でございます。18節は宮城県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料及び木造住宅耐震改修工事、危険ブロック塀除去事業助成に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月2日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時36分 延 会